

# 大阪信用保証協会の現況

DISCLOSURE 2021

令和3年度版



大阪信用保証協会  
Credit Guarantee Corporation of Osaka

## ごあいさつ

中小企業・小規模事業者、金融機関および関係機関の皆さんには、平素から大阪信用保証協会をご利用いただくとともに、当協会にご支援、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、ディスクロージャー誌「大阪信用保証協会の現況(令和3年度版)」を作成いたしました。当協会のしくみ・業務内容・取組みなどについて、ご高覧いただき、信用保証制度の有効活用にお役立ていただければ幸いに存じます。

さて、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の猛威によって、多くの中小企業・小規模事業者の方々が多大な影響を受けられました。当協会では、中小企業・小規模事業者のためのセーフティネットとして、その使命を果たすべく、特別相談窓口を設置し、保証料・貸付金利も実質不要となる「新型コロナウイルス感染症対応資金」(通称:ゼロゼロ保証)を創設しました。また、急増する保証申込に対しては、休日出勤に加え、大半の職員が保証審査業務を兼務することによって、必要とされている方に、必要な時期に、必要な資金をお届けできるよう、協会をあげて取組みました。

コロナ禍の影響は今なお続いています。資金繰りに加え、経営改善に向けた支援についてもより重要となっている中、今後も、金融機関や関係機関の皆さんと一緒に一層連携、協力しながら、金融と経営の一体支援に取組んでまいります。

一方、コロナ禍は世の中全体に大きな変容をもたらしました。人ととの非接触はビジネスのあり方も変化させ、事業活動のデジタル化を後押ししています。当協会においても、保証申込の電子化といった利便性を高めるしくみ作りが急務となっていますが、そういった中でも、お客様の心に寄り添う姿勢を大切にしたいと考えています。

ウィズコロナ、ポストコロナの時代においても、お客様にとってお役に立ち、信頼される協会を目指してまいります。皆さんには、引き続き、ご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

令和3年7月

理事長 津組 修

Credit Guarantee

# 目次

## Contents

### 1 | 当協会の概要

主要事項  
信用保証協会の目的、信用保証理念  
経営理念、基本方針

### 4 | 中期事業計画と経営計画

第6次中期事業計画[令和3年度～令和5年度]  
令和3年度経営計画

### 9 | 当協会の取組み

新型コロナウイルス感染症対策支援  
経営サポート態勢  
創業支援  
経営支援  
経営改善支援・再生支援  
その他広報

### 32 | 信用保証のしくみ

信用補完制度のしくみ  
信用保証制度のしくみ  
信用保険制度のしくみ、損失補償制度のしくみ  
責任共有制度のしくみ

### 36 | 個人情報保護宣言・コンプライアンス

個人情報保護宣言  
コンプライアンス

### 41 | 信用保証の利用概要

信用保証の対象  
信用保証料  
保証業務の流れ  
主な金融機関経由保証  
主な大阪府中小企業向け融資制度保証

### 54 | 令和2年度事業報告

令和2年度事業概況  
令和2年度貸借対照表  
令和2年度収支計算書  
キャッシュ・フロー計算書(要約)  
令和2年度信用保険・損失補償  
基本財産

### 62 | 信用保証実績

各種統計

### 68 | 組織機構

### 69 | 本店・支店と保証業務区域

### 70 | お問い合わせ窓口

《本誌をご覧いただいくにあたってのおことわり》

表中の金額については四捨五入により表示しています。個々の合計金額が合計欄の金額と一致しない場合があります。  
本文中の今年度については、令和2年度のことをいいます。

当協会の概要

中期事業計画と

当協会の取組み

信用保証のしくみ

個人情報保護宣言・コンプライアンス

信用保証の利用概要

令和2年度事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と保証業務区域

窓口 お問い合わせ

Corporation of Osaka 2021

## 主要事項

(令和3年3月31日現在)

名 称	大阪信用保証協会
本店 所 在 地	大阪市北区梅田3-3-20 (明治安田生命大阪梅田ビル4~7・9階)
沿 革	昭和23年11月1日 (社団法人大阪府中小企業信用保証協会業務開始) 昭和25年8月31日 (財団法人大阪府中小企業信用保証協会設立認可) 昭和29年5月28日 (信用保証協会法による組織変更認可) 平成26年5月19日 (大阪市信用保証協会と合併し、名称変更)
根 抱 法	信用保証協会法 (昭和28年8月10日制定)
基 本 財 産	1,268億円
保証債務残高	4兆611億円
常 勤 役 職 員	375名 (常勤役員5名、職員370名)
事 業 所	本 店 堺 支 店 (昭和58年4月1日開設) 東大阪支店 (昭和58年4月1日開設) 門 真 支 店 (昭和59年4月2日開設) 千 里 支 店 (昭和62年4月1日開設) サポートオフィス (平成26年5月19日設置)



## 信用保証協会の目的

信用保証協会は、「信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)」に基づく法人で、中小企業者が事業に必要な資金を借り入れる際、その公的な保証人になり、企業の健全な発展を支援することを目的としています。

## 信用保証理念

- 信用保証協会は
- ①事業の維持・創造・発展に努める中小企業者に対して、
  - ②公的機関として、その将来性と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、
  - ③相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、
  - ④もって、中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する。

### 中小企業のために

我国の産業社会において、事業所・従業員数の大半を占めている中小企業は経済活力の源泉であり、雇用を支え、地域経済に貢献する重要な役割を果たしています。

信用保証協会は信用保証協会法に基づき設立された公的機関として、経営に真面目に努力し、自らの力で企業発展をはかる中小企業に対し、金融上の公的保証人となって、中小企業と金融機関を結ぶパイプ役を果たしています。

### 金融機関とともに

信用保証協会は、中小企業への融資に際し公的保証人となることにより、金融機関のベストパートナーとして、金融機関とリスクを分担し、金融の円滑化および経営支援を通じて中小企業の成長、発展を支援する役割を果たしています。



### シンボルマーク



### 【3つのFについて】

昭和34年6月30日に採用されたもので、当協会の理念である“Fair (公正)”、“Fight (敢闘)”、“Faith (信頼)”を表します。

## 経営理念

当協会は、「大阪府内の中小企業者に役立ち、信頼される保証協会になる」ことを目指し、金融機関と連携し、信用保証を通じ、中小企業金融の円滑化を図り、大阪の産業振興と経済発展に尽くすことで社会に貢献します。

公共性・社会的責任を自覚しつつ、信用補完制度維持発展のため、健全経営を推進いたします。

## 基本方針

「経営理念」の実現に向けて、「基本方針」を定めています。

### 1. 適正・迅速な「信用保証」を提供する

- 1) 真面目に経営努力を続ける中小企業の成長・発展を支援するため、その必要事業資金について、適正・迅速な保証を行う。
- 2) 自主・公正な公的機関として、不正利用、第三者、暴力団等反社会的勢力の介在・介入を排除し、適正保証を推進する。

### 2. 信頼される業務運営を行う

- 1) 中小企業の良きパートナーとして、信頼される信用保証協会を目指し、多様化する中小企業等のニーズに的確に応えるため、関係機関との連携強化に努め、質の高い業務の推進と親切・丁寧なサービスの提供を行う。
- 2) 職員の自己啓発を支援するとともに、業務研修を通じて、職員一人ひとりの資質の向上と組織の活性化を図り、業務のサービスの拡充を行う。
- 3) ご案内パンフレット・Webサイト・情報公開誌等の広報媒体を積極的に活用し、信用保証制度の周知を図り、信用保証協会とその業務、サービスの普及に努める。

### 3. 健全な経営・強固な経営基盤を確立する

- 1) 信用補完制度の安定した運営と発展を図るため、健全経営に邁進し、将来に向けて強固な経営基盤を確立する。
- 2) 情報システムを有効に活用するなど、創意と工夫に努め、経営の合理化・効率化を図る。



## 第6次中期事業計画 [令和3年度～令和5年度]

大阪信用保証協会は、信用保証業務を通じて、府内中小企業者の金融の円滑化、事業活動の創造・維持・発展をサポートすることにより、大阪の産業振興と経済発展に努めてまいります。令和3年度～令和5年度までの3ヵ年におきましては、ウィズコロナ、ポストコロナへ対応するため変革に挑戦し商機を探る中小企業者に対して、金融機関をはじめ関係機関と連携・役割分担を図りながら、安定的な資金調達支援、経営改善支援を実施するため、以下に掲げる事項を積極的に取組んでまいります。

### 1. 適正保証の推進と安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り支援

- ・金融機関とのリスク分担に努め、適正保証の取組みに関する認識を共有します。また、提携保証を中心に責任共有制度を推進し、ウィズコロナ、ポストコロナにおいて、中小企業者に対する迅速な資金調達を支援します。
- ・中小企業者のライフステージにおいて必要となる資金に対してきめ細やかに対応し、安定的な資金供給を支援します。
- ・大規模な経済危機、災害等が発生した際には、中小企業者のセーフティネットとしての役割を發揮し、迅速・柔軟な対応に努め、資金供給の下支えを行います。

### 2. 経営支援・経営改善支援・再生支援等の推進と地方創生への貢献

- ・持続可能な社会の実現、地方創生、地域活力の創造・再生を下支えする公的機関として、SDGsを意図した取組みを推進するほか、中小企業者へのSDGsの普及に努めます。
- ・地域社会における主要なステークホルダーとしての立ち位置を常に意識し、金融機関や関係機関と連携し、経営支援、経営改善支援、再生支援等に積極的かつ柔軟な対応に努めます。
- ・創業や事業承継に関するイベントの開催に加え、他の関係機関との連携を図りながら創業支援、事業承継支援の推進に努めます。
- ・中小企業再生支援協議会等支援機関との連携を強化するとともに、抜本的再生手法や経営者保証ガイドライン等を活用した債務免除の適正かつ円滑な運用に努めます。

### 3. コンピュータシステムの安定運用、機能強化と保証業務の電子化

- ・保証協会コンピュータサービス(株)と連携し、ORBITシステムの安全かつ安定的な運用を確保します。
- ・中小企業者および金融機関の利便性向上の観点から、全国信用保証協会連合会が主体となって取り纏めている保証業務の電子化については、関係機関と連携を強化し、早期実現に向けて注力します。

## 令和3年度経営計画

### 業務環境

大阪府内の景気動向は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状態にあります。政府のいわゆる「Go To キャンペーン」をはじめとする各種コロナ経済対策等によりやや持ち直しつつあった景気動向は、感染拡大の影響により、再び先行きが不透明な状況となっています。このような状況が長期化することにより、企業倒産の増加に繋がる恐れもあり、引き続き予断を許さない情勢にあります。

### 業務運営方針

大阪府内の中小企業者を取り巻く環境を踏まえ、ウィズコロナ、ポストコロナへ対応するため変革に挑戦し商機を探る中小企業者に対して、金融機関をはじめ関係機関と連携・役割分担を図りながら、安定的な資金調達支援、経営改善支援を実施します。

このほか、地域活力の創造、再生を促し、持続可能な社会を実現する観点から、中小企業者のライフステージに応じた支援に積極的に取組みます。

また、新しいビジネス方式が「ニューノーマル」として急速に広がっており、非対面・非接触を基本とする社会的变化を踏まえ、「スピード」と「柔軟性」をもって業務全般の電子化を推進します。加えて、顧客の利便性向上の観点から、保証申込書類の簡素化に取組みます。

令和3年度は、以上の点を踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症が次第に収束、鎮静化することを期待し、役職員一丸となって、以下に掲げる項目を柱に積極的に取組んでまいります。

#### ① 適正保証の推進と安定的かつきめ細やかな資金供給・資金繰り支援

- 役職員による金融機関訪問・面談および説明会を従来の対面方式に加え、オンラインツールを活用するなどして実施し、日常的な対話を通じて金融機関と適正なリスク分担に努めます。
- ウィズコロナ、ポストコロナへ対応するため変革に挑戦し商機を探る中小企業者に伴走する金融機関との連携を通じて、事業内容や成長可能性に着目するなどし、提携保証を中心に、迅速な資金調達支援を行います。
- 創業期の資金ニーズや、我が国の喫緊の課題である事業承継において必要となる資金等、中小企業者のライフステージにおける多様な資金需要に対してきめ細やかに対応し、安定的な資金供給を支援します。
- 伴走支援型特別保証、経営力強化保証、経営改善サポート保証および条件変更改善型借換保証等の経営改善に係る保証制度を推進することにより、中小企業者の資金繰り改善を支援します。
- 大規模な自然災害等が発生した際には、セーフティネット保証等の政策保証を活用し、迅速な資金提供、柔軟な対応に努め、中小企業者に対する資金供給の下支えを行います。
- 顧客の利便性向上の観点から、保証申込書類の簡素化に加え、押印省略を促進します。

## 2 経営支援・経営改善支援・再生支援等の推進と地方創生への貢献

### 1) 経営支援・経営改善支援・再生支援等の推進

- 金融機関をはじめ関係機関と連携のうえ、創業と事業承継に関するイベントを開催し、創業予定者、創業期にある中小企業者や事業承継に課題を抱える中小企業者に対して、専門家による相談やノウハウの提供を行うとともに、創業や事業承継に関する保証制度を案内します。また、創業計画作成支援に関する講座・セミナーの実施等により、創業予定者や創業保証利用先、女性起業家に対する支援を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者を積極的に支援するために、金融機関、関係機関および他の信用保証協会と連携して、ビジネスフェアを開催し、中小企業者の販路拡大、企業間連携および情報交換の場を提供します。
- 大阪府中小企業支援ネットワーク会議を開催し、金融機関をはじめとした関係機関と経営支援等の取組みに関する情報共有を図り、中小企業者に対する支援環境の整備に努めます。また、経営サポート会議を通じ、個々の中小企業者が抱える経営課題を金融機関と共有し、経営改善サポート保証の活用等により、中小企業者の経営改善および金融機関取引の正常化支援に努めます。
- 保証利用先への企業訪問やオンラインツールを利用した面談などを通じ、顧客のニーズや経営課題を的確に把握し、顧客の実情に応じた保証制度、経営支援や事業承継支援に係る情報の提供に努めます。加えて、中小企業経営診断システム(McSS)による財務診断サービスの提供に努めます。
- 事業承継や生産性向上等の経営課題を有する保証利用先に対して、経営サポート事業(専門家派遣・フォローアップなど)を活用し、その課題解決を支援します。
- 中小企業者の金融取引の正常化支援を目的として、経営課題や顧客ニーズを把握し、資金繰り改善のための借換を提案します。
- 意欲をもって事業を継続し、雇用を確保しながら、誠実な返済を進める中小企業者に対して、中小企業再生支援協議会をはじめとする支援機関と連携し、求償権放棄・不等価譲渡・求償権消滅保証による再生支援のほか、経営者保証ガイドライン適用による保証債務免除に適切に取組みます。

### 2) 地方創生等への貢献

- 中小企業者のイノベーションや経営改善による成長、事業承継および創業・第二創業に資することを目的としたファンドへの出資を通じて、ファンド運営会社(GP)等との連携により、地方創生等への貢献に努めます。
- SDGsや社会貢献活動を意図した取組みを当協会が率先して実施することで、中小企業者へのSDGsの普及、マインドの醸成に努めます。

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画当協会の  
取組み信用保証の  
しくみ個人情報保護宣言  
コンプライアンス信用保証の  
利用概要令和2年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店支店と  
保証業務区域窓口  
お問い合わせ

## 3 求償権管理の強化・効率化

- 期中管理部門において把握した債務者等の資産・収入状況等の情報を活用し、効果的な回収に速やかに着手します。
- 保証協会サービスを活用し、債務者等の状況に応じたきめ細やかな対応を行い、管理強化を図ります。
- 定期弁済を継続している連帯保証人に対する一部弁済による連帯保証債務免除の活用や、回収見込みのない求償権に対する管理事務停止および求償権整理の促進など、求償権のスリム化を図ることにより、回収可能な求償権に注力できる態勢を整えます。

## 4 経営基盤等の強化・充実

- 協会の円滑な業務運営の基礎となる優秀な人材を確保するため、採用活動に注力します。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を回避する観点からオンラインツールの活用を含め、多種多様な研修の実施により人材育成に努めます。
- ウィズコロナ、ポストコロナへの対応として、既存事務所の有効活用と合わせて、テレワーク等が可能となる環境整備に努めます。加えて、男女の区別なく活躍できる組織とするため、引き続き役職員の意識改革に取組み、職員がいきいきと働ける環境づくりに努めます。
- 感染症を含む緊急事態発生時に適切な対応ができるよう、事業継続計画(BCP)の充実を図り、平常時対応・緊急事態対応の周知に努めます。また、避難訓練、安否確認訓練等を実施し実効性を高めることにより、危機管理態勢の維持・強化を図ります。
- コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス態勢の維持・向上を図ります。

## 5 顧客サービスの向上、広報の強化・充実

- 顧客満足度向上のための取組みを顧客サービス向上委員会にて共有し、業務改善、職員の接遇・接客マナーの向上を図ります。また、イベント参加者や各種経営支援を受けた顧客からの意見を踏まえ、必要に応じて、イベント内容や経営支援メニューの充実に努めます。
- WebサイトやLINE等の各種広報媒体を利用し、当協会の信用保証制度や経営支援等の取組みを中小企業者や金融機関等にわかりやすくかつタイムリーに提供します。また、認知度向上のため広報手段の充実を図るなど、広報相手方に応じた情報発信力の強化に努めます。

## ⑥ コンピュータシステムの安定運用、機能強化と保証業務の電子化

- 保証協会コンピュータサービス(株)と連携し、引き続きORBITシステムの安全かつ安定的な運用に努めます。加えて、オンラインツールの利用を拡充し、テレワークや非対面・非接触の業務運営に向けて環境を整備します。
- 顧客や金融機関の利便性向上の観点から、全国信用保証協会連合会が主体となって取り纏めている保証申込の電子化について、関係機関と連携を強化し、早期実現に向けて注力します。

### 主要業務数値計画

計画額	
保証承諾	1兆円
期末保証債務残高	3兆6,800億円
代位弁済	600億円
実際回収	95億円

※実際回収とは、元金および損害金の回収をいいます。

### 収支計画

(単位:百万円)	
経常収入	41,125
保証料	35,805
運用資産収入	1,457
責任共有負担金	3,332
その他	531
経常支出	25,026
業務費	7,688
借入金利息	0
信用保険料	16,163
責任共有負担金納付金	1,161
雑支出	14
経常収支差額	16,099
経常外収入	69,594
償却求償権回収金	1,003
責任準備金戻入	24,263
求償権償却準備金戻入	2,655
求償権補てん金戻入	41,673
経常外支出	76,293
求償権償却	48,581
責任準備金繰入	22,101
求償権償却準備金繰入	5,548
その他	63
経常外収支差額	△6,699
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	9,400

## 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者への支援

### 資金繰り支援の諸施策

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている中小企業者の皆さまの資金繰りを支援するため、以下の諸施策を順次実施し、中小企業金融のセーフティネット機能としての役割を果たせるよう努めました。

#### ■新型コロナウイルスに関する経営相談窓口を設置(令和2年1月29日) .....

増加する中小企業者からのご相談に対応するため、休日相談の実施を含め、きめ細やかな対応を行いました。

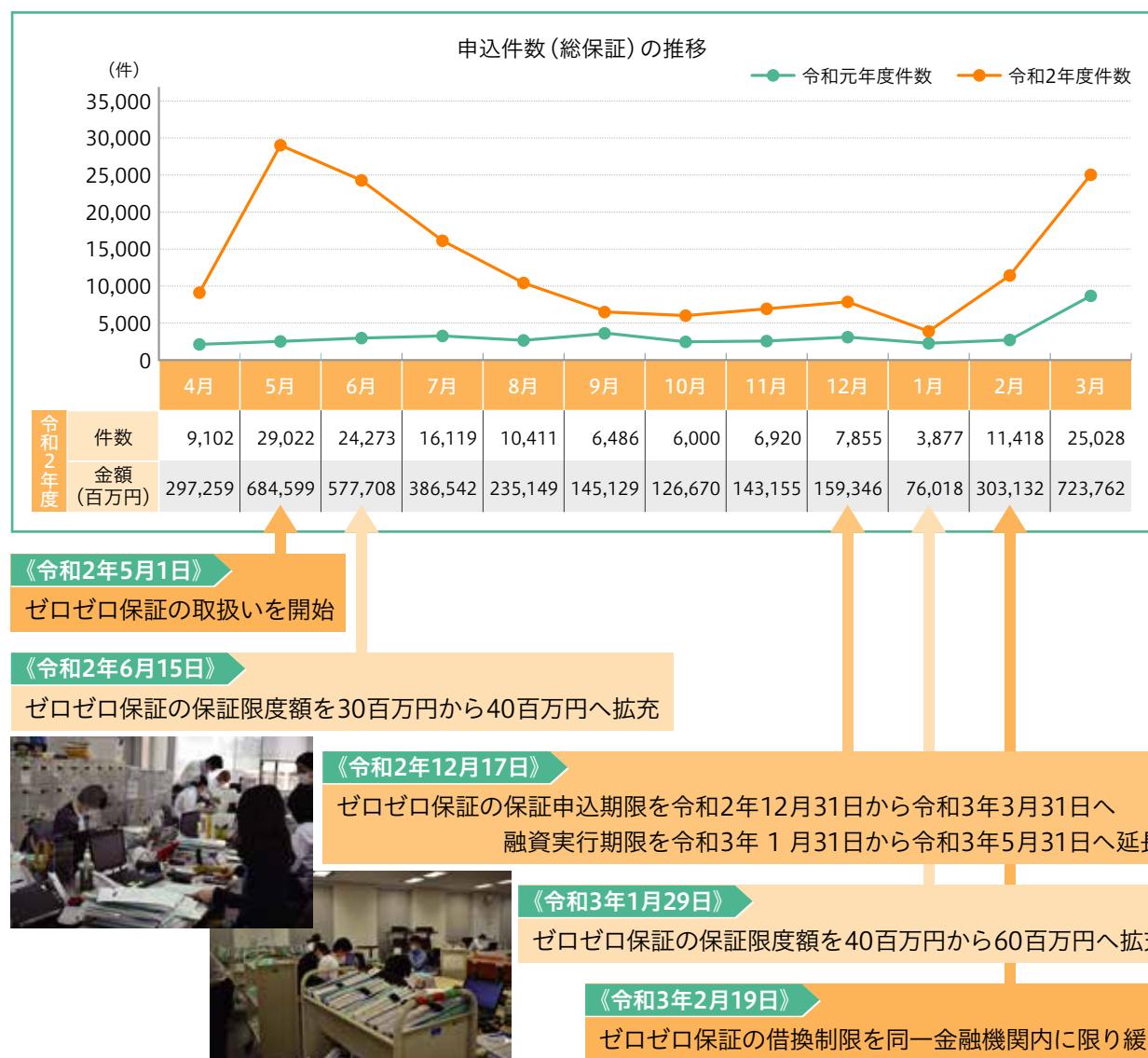
#### ■新型コロナウイルス感染症対応緊急資金の取扱開始(令和2年2月17日) .....

新型コロナウイルス感染症対応緊急資金については、一般の保証枠として取扱いを開始した後、セーフティネット保証も対象とするなど、順次取扱いを拡大しました。また、令和2年3月からは、危機関連保証についても取扱いを開始しました。

#### ■ゼロゼロ保証※の取扱開始(令和2年5月1日) .....

中小企業者にとって保証料負担がなく、貸付利息も実質的に不要となる「新型コロナウイルス感染症対応資金」(通称:ゼロゼロ保証)の取扱いを開始しました。

※保証概要については、P.10をご参照ください。



## 保証制度の概要

新型コロナウイルス感染症に係る資金需要に対し、一般保証、セーフティネット保証に加え、危機関連保証を活用した3階建ての信用保証枠で、中小企業者への安定的な資金供給をサポートしました。

3 階	<b>危機関連保証</b> 大規模な経済危機や災害等による信用収縮時に発動される別枠の保証枠	2億8,000万円 (うち無担保8,000万円)
2 階	<b>セーフティネット保証</b> 突発的な自然災害や不況対象業種に対して発動される別枠の保証枠	2億8,000万円 (うち無担保8,000万円)
1 階	<b>一般保証</b> 通常(一般)の保証枠	2億8,000万円 (うち無担保8,000万円)

一般保証 + セーフティネット保証 + 危機関連保証  
= 最大8億4,000万円(無担保2億4,000万円)

資金繰り支援として「セーフティネット保証(4号・5号)」および「危機関連保証」に加え、大阪府融資制度保証では、「新型コロナウイルス感染症対応緊急資金」、「経営安定サポート資金」および「ゼロゼロ保証」を新型コロナウイルス感染症に対応した保証制度として取扱いました。



### 「新型コロナウイルス感染症対応資金」(通称:ゼロゼロ保証)

政府が定めた「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に規定する「民間金融機関における実質無利子・無担保融資」に対応する保証です。令和2年5月1日から取扱いを開始し、保証申込期限は令和3年3月31日まで、また、融資実行期限は令和3年5月31日までの取扱いとなっています。

保証概要	
対象者	市町村の認定(4号・5号・危機関連)を受けた方
対象資金	運転資金・設備資金
融資限度額	6,000万円
保証期間	10年以内(据置5年以内)
信用保証料率	年0.85% (右記①参照) 経営者保証免除の場合 年1.05%
貸付利率	固定 年1.20% (右記②参照)

#### 補給①

##### 保証料負担はゼロ/

※法人・個人事業主(小規模事業者以外)の方で、セーフティネット保証5号の認定書記載の売上高等減少率が15%未満の場合は、½の補給。

#### 補給②

##### 3年間の貸付利息を全額補給/

※法人・個人事業主(小規模事業者以外)の方で、セーフティネット保証5号の認定書記載の売上高等減少率が15%未満の場合は除く。

令和3年3月31日をもってゼロゼロ保証の申込受付は終了しましたが、令和3年4月1日から新たに「伴走支援型特別保証」と「事業再生計画実施関連保証(通称:経営改善サポート保証)感染症対応型」の取扱いを開始しました。引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響等を受けた中小企業者の資金繰り円滑化と経営支援に努めています。

## 保証実績～過去最高額更新！～

新型コロナウイルス感染症関連保証の保証承諾割合が全体の90%以上を占める等、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者をきめ細やかにサポートした結果、令和2年度の保証実績は、申込が3兆8,585億円(対前年比389.2%)、承諾が3兆2,387億円(対前年比356.3%)となりました。これまでの最高額であった平成10年度の金融安定化特別保証取扱時の実績を更新し、いずれも年度累計で過去最高額となりました。

また、ゼロゼロ保証に係る保証承諾は、年度累計で2兆3,996億円となり、全国51の信用保証協会で最も多い金額となりました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繩りを積極的に支援した結果、代位弁済については250億円(対前年比68.4%)と大幅に減少しました。

## 〔保証承諾〕

(単位:件・百万円)

年月		総保証				新型コロナウイルス感染症関連保証 (令和2年2月17日から)				新型コロナウイルス感染症対応資金保証 (実質無利子・無担保融資)			
		件数		金額		件数		金額		件数		金額	
		対前年比	対前年比	対前年比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
令和元年度	年度中	36,393	102.0%	909,098	111.5%	4,264	11.7%	138,670	15.3%				
令和2年4月	月中	7,664	378.7%	239,924	553.5%	6,387	83.3%	208,961	87.1%	11,043	80.8%	231,277	69.8%
令和2年5月	月中	13,674	560.0%	331,198	583.9%	13,101	95.8%	314,903	95.1%	14,228	87.3%	290,877	78.5%
令和2年6月	月中	16,296	572.2%	370,744	563.8%	15,834	97.2%	355,457	95.9%	15,724	87.8%	330,837	81.6%
令和2年7月	月中	17,902	586.8%	405,664	554.9%	17,445	97.4%	391,653	96.5%	13,441	89.1%	283,527	83.6%
令和2年8月	月中	15,081	574.7%	339,113	557.8%	14,654	97.2%	326,496	96.3%	12,893	90.1%	254,569	83.6%
令和2年9月	月中	14,316	405.4%	304,687	345.9%	13,814	96.5%	288,425	94.7%	6,566	86.9%	118,806	78.4%
令和2年10月	月中	7,560	318.3%	151,583	275.3%	7,081	93.7%	137,312	90.6%	5,282	82.5%	87,790	70.4%
令和2年11月	月中	6,401	264.8%	124,708	216.4%	5,833	91.1%	107,005	85.8%	6,477	81.7%	104,331	69.0%
令和2年12月	月中	7,930	257.5%	151,291	202.2%	7,176	90.5%	128,232	84.8%	2,880	77.4%	42,752	61.3%
令和3年1月	月中	3,722	176.4%	69,794	132.8%	3,162	85.0%	52,357	75.0%	8,130	89.2%	197,355	86.3%
令和3年2月	月中	9,117	364.8%	228,653	367.8%	8,641	94.8%	212,546	93.0%	16,124	88.0%	457,501	87.8%
令和3年3月	月中	18,316	247.8%	521,353	238.0%	17,621	96.2%	499,428	95.8%	2,399,622	81.7%		
令和2年度	年度中	137,979	379.1%	3,238,712	356.3%	130,749	94.8%	3,022,776	93.3%	112,788	81.7%		

## 広報活動

過去最高

新型コロナウイルス感染症  
関連が90%以上

全国トップ

## ■Webサイト、LINEの活用

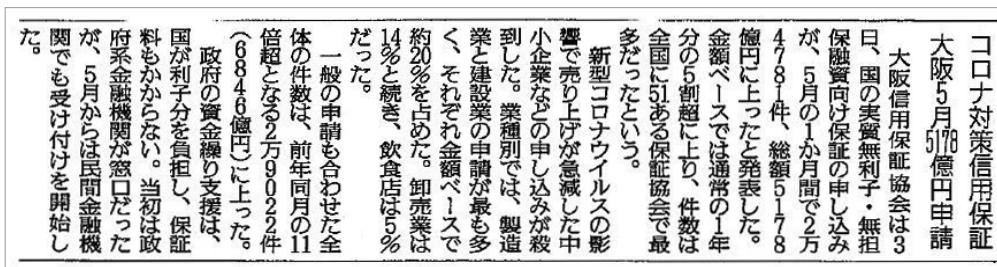
- ・新型コロナウイルス感染症に係る支援内容の最新情報を発信
- ・Webサイトにおいて新型コロナウイルス感染症に関するお知らせを一括掲載したページを作成

## ■広報誌「Simpo」での情報発信

- ・新型コロナウイルス感染症に係る保証申込状況等について掲載

## ■プレスリリースでの情報発信

- ・当協会の取組状況等を積極的に発信



(令和2年6月4日付 読売新聞 8面)

## ■マスメディアへの対応

- ・信用保証協会の社会的役割や当協会のコロナ禍における取組みを説明
- 朝日放送テレビ「キャスト－CAST－」令和2年5月20日放送
- 読売テレビ「情報ライブ ミヤネ屋」令和2年5月28日放送
- 日刊情報誌「帝国ニュース関西版」令和2年9月30日号掲載／株式会社帝国データバンク発行

## 新型コロナウイルス感染症に対する当協会の取組みについて

当協会では、令和2年4月に政府により発令された緊急事態宣言を受け、「大阪信用保証協会事業継続計画」に基づき、緊急事態対策本部を設置し、保証関係業務（相談・申込受付・保証審査・保証書発行手続き等）を優先業務と定めて対応しました。

新型コロナウイルス感染症が猛威を振るうなか、当協会はその社会的使命を果たすため、当協会役職員もエッセンシャルワーカーとして、『必要な方に、必要な時に、必要な資金を！』を合言葉に、一丸となって金融支援・経営支援に取組みました。

当協会がお客さま・役職員の感染防止と保証手続きの迅速化のために実施した取組みは次のとおりです。

### 保証関係業務の増強・保証手続き迅速化

#### 1 保証審査業務のための態勢強化

- 兼務辞令等による保証業務に従事する職員の段階的増員(133名→242名)
- 本店保証部に特化したプロジェクトチームの設置
- 保証部門以外の部署によるワーキンググループの設置
- 保証申込急増時の休日出勤の実施

#### 2 保証審査手続きの簡略化

- 申込添付書類の簡素化
- 事務手続きの省略化
- 本部決裁要件の見直し・稟議決裁区分の弾力的運用
- 保証審査基準等の制定

#### 3 保証手続迅速化のための金融機関との連携強化

- 申込書類の不備解消の要請を逐次金融機関に依頼
- 主要6金融機関による当協会事務所内での申込案件事前チェックの実施(令和2年7月~10月)

### 安全措置対策

#### 1 防疫対策

- マスクの配布
- 消毒液の設置
- 接客ブース・執務室・会議室内のアクリルボード等での飛沫感染防止措置

#### 2 役職員の健康管理

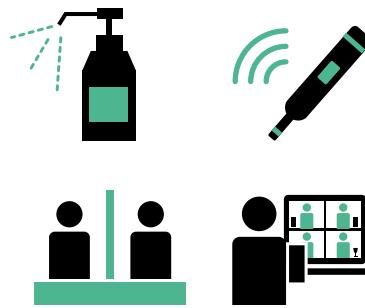
- 体調管理・検温の徹底
- 職員および同居家族の健康状況報告
- PCR検査キットの備蓄(事務所内のクラスター対策)

#### 3 勤務形態に係る対応

- 役職員の時差出勤実施
- 執務スペースの分散・スプリット勤務体制の構築
- 役員・一部スタッフ部門のテレワークの実施

#### 4 業務の内容の縮減および新たな展開

- 大規模会議、ビジネスフェア等各種イベントの中止
- 金融機関訪問・実地調査等の自粛・縮減
- 経営支援イベント等のオンライン開催
- WEB会議の実施



## 経営サポート態勢について

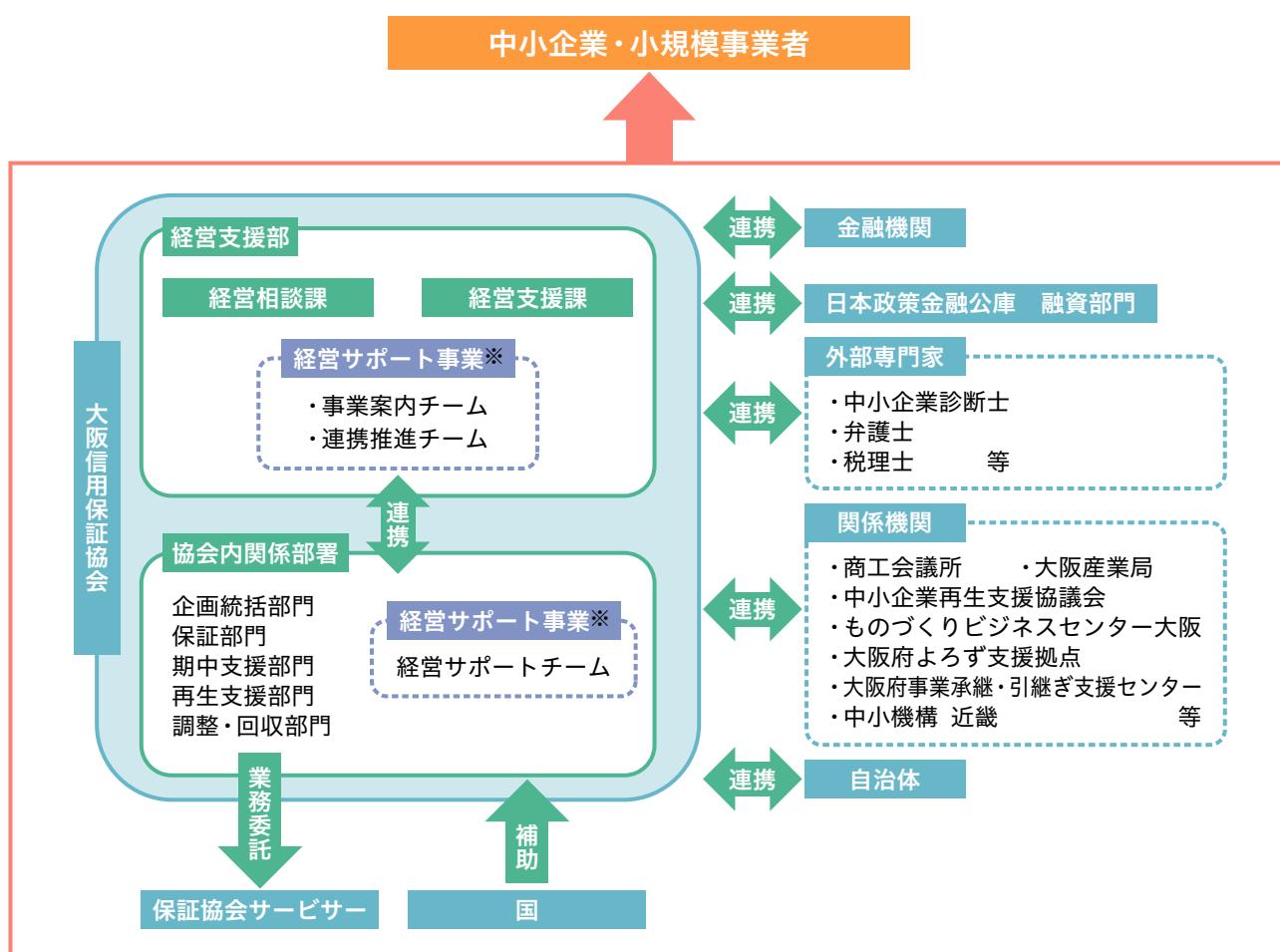
当協会では、『創業支援・経営支援の拠点』として、サポートオフィス内に経営支援部を設置し、お客さまのライフステージに対応したさまざまな経営サポート（創業支援・経営支援・事業承継支援・経営改善支援等）に積極的に取組んでいます。

具体的には、各種フェア・セミナーや大阪府中小企業支援ネットワーク会議・経営サポート会議の開催に加え、経営支援強化促進補助金に基づく経営サポート事業など、お客さまに密着した事業を展開しています。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、お客さまや支援機関との面談・接触の機会が制限されたことから、一部イベント等を中止・見直しせざるを得ない状況となりました。このような状況のなか、当協会ではいち早くオンラインツール等を利活用し、感染予防対策を講じながら、各種経営サポートに取組みました。

今後も新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえながら、金融機関・支援機関等とより一層連携を強化し、創意工夫して経営サポートに取組みます。

### ■経営サポート態勢図



※経営サポート事業については、P. 21をご参照ください。

## 創業スクールの開催

大阪府内にて創業予定または創業後5年未満で、当協会をご利用（予定）の方を対象に、少人数によるきめ細やかな講義を中心とした「創業スクール」を開催しました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、原則オンライン開催としましたが、一部会場での参加も可能とするハイブリッド形式で実施しました。画面越し・マスク越しではありましたが、全5回の講義を通して、11名の方にご参加いただき、受講者の間で交流の機会をもっていただきました。

講義では、専門家に、ビジネスプランの立て方や創業時のポイントをわかりやすく解説していただきました。また、ウィズコロナ時代における役立つ内容として、新しいビジネス様式であるオンラインツールの使い方などをカリキュラムに加えました。

結果、アンケートでも9割の方に「満足・やや満足」という高評価をいただきました。また、「創業に向けての基本が理解できた」や「オンラインにより参加しやすかった」といったお声もいただきました。

### ■オンラインにて開催

**日時** 令和3年1月15日・22日・29日、2月5日・19日の全5回

各回 18:30~20:30

**講師** 永井 俊二 氏（中小企業診断士／1級販売士）  
株式会社大永コンサルティング 代表取締役



### 【カリキュラム】

第1回 【会場開催・オンライン開催】	<b>創業準備のチェックポイント</b> ▶創業環境の確認、創業に向けた心構え (オンラインツールの使い方講座を含む。)
第2回 【オンライン開催】	ビジネスマodelを俯瞰する ▶ビジネスモデルキャンバスを活用したプラン作り
第3回 【オンライン開催】	事業計画書作成 その1 ▶お客様に選ばれ続けるための、売れる仕組みを整える
第4回 【オンライン開催】	事業計画書作成 その2 ▶収支・資金計画を立て、数字で経営を表現する
第5回 【会場開催・オンライン開催】	ビジネスプランの発表 ▶自身のビジネスプランを発表して、練り上げる



<ハイブリッド形式での講義の様子>

## 創業者向け広報物

### ■創業者向けガイドブック・業種別創業計画集

難しく思われるがちな創業計画の作成を中心に、創業前の準備についてご案内したガイドブックを発刊しました。

また、創業が多いといわれる業種から8つの業種をピックアップし、事業計画作成のポイントなどをより詳しくご案内した事例集を発刊しました。



### ■創業成功事例集 (Success Story)

先輩起業家の貴重な体験談を掲載した創業成功事例集を作成しました。

創業の動機、創業時に苦労されたことやその乗り越え方のほか、これから創業される方へのアドバイスなどを掲載しています。



## 他機関との連携

### ■女性起業家応援プロジェクト&ネットワークへの参画

「女性起業家応援プロジェクト」とは、公益財団法人大阪産業局と近畿経済産業局が実施する女性起業家を応援するプロジェクトで、ビジネスプラン発表会を中心に、関係機関と連携し、イベント・セミナー等を開催しています。

当協会は、「パートナー」として本事業に参画しています。

### ■大阪起業家グローイングアップへの参画

「大阪起業家グローイングアップ」とは、大阪府が実施する将来の大阪経済を担う有望な起業家を発掘し、その成長を支援する事業です。今後の活躍が期待できる起業家を発掘する場としてビジネスプランコンテストが開催されており、当協会は推薦機関として参画しています。

### ■サンソウカン・スタートアップ・サポーターズへの参画

公益財団法人大阪産業局が民間企業等と連携し、大阪で起業する方をサポートするネットワークで、当協会は「スタートアップ・サポーターズ」として参画しています。

### ■大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアムへの参画

「スタートアップ・エコシステム」とは産学官が一体となり、創業間もない革新性のある企業(スタートアップ)を成長させ、事業を加速する仕組みの総称です。令和2年7月に大阪を含む京阪神連携によるスタートアップ・エコシステムが政府の「グローバル拠点都市」に選定されました。

当協会は大阪でのスタートアップ・エコシステムを構築することを目的に設立された「大阪スタートアップ・エコシステムコンソーシアム」に入会し、関係支援団体等との意見・情報交換を行っています。

## 創業者向け保証制度の実績

厳しい事業環境にあるコロナ禍でも起業される方や創業期のお客さまに、創業者向け保証制度で引き続き支援しています。

### ■令和2年度 創業に係る保証状況

(単位:件・百万円)

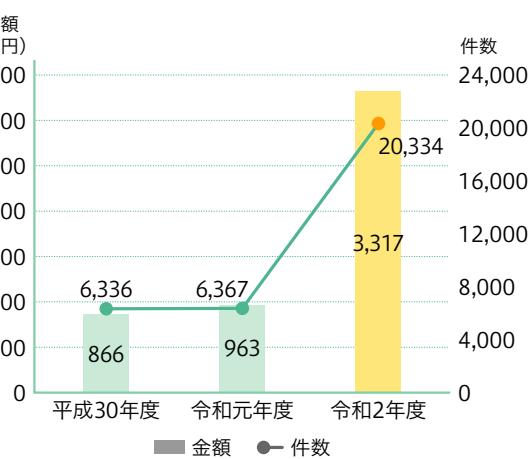
		保証承諾				保証債務残高			
		件数	対前年比	金額	対前年比	件数	対前年比	金額	対前年比
創業に係る保証	金融機関経由保証	436	48.4%	3,521	49.9%	3,191	80.5%	16,194	74.3%
	ES保証	421	49.4%	3,365	51.3%	2,937	80.8%	14,625	74.6%
	ES保証プラス	13	27.7%	151	30.5%	224	79.2%	1,456	71.5%
	創業・創業等関連保証	2	200.0%	5	41.7%	30	66.7%	114	76.0%
	大阪府融資制度保証	116	72.5%	694	76.0%	652	70.3%	2,011	73.1%
	開業資金A・B	97	68.3%	559	70.9%	587	70.1%	1,776	73.1%
	地域支援ネットワーク型A・B	19	105.6%	135	107.7%	65	71.4%	235	73.5%
合 計		552	52.1%	4,215	52.8%	3,843	78.5%	18,205	74.2%

コロナ禍で創業されるお客さまが減少したことに加え、創業後間もないお客さまでも融資条件が有利な「新型コロナウイルス感染症対応資金」が利用可能であったことから、相対的に創業に係る保証制度の実績は減少しましたが、創業5年未満の中小企業者に対する保証は大幅に増加しました。

### <創業5年未満の中小企業者に対する保証承諾>

(単位:件・百万円)

	保証承諾			
	件数	対前年比	金額	対前年比
平成30年度	6,336	108.6%	86,606	117.6%
令和元年度	6,367	100.5%	96,250	111.1%
令和2年度	20,334	319.4%	331,703	344.6%



## OSAKAビジネスサポートフェアの開催

令和3年2月9日(火)・10日(水)に、オンライン形式による「OSAKAビジネスサポートフェア」を開催しました。

講演やセミナーでは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方などに向け、有識者や先輩起業家に登壇いただき、新しいビジネスモデルのヒントとなるような内容をお話しいただきました。また、視聴者からの質問をオンラインにて受け付け、登壇者ご本人にお答えいただくなど、会場参加と変わらないような双方向での質疑応答を行いました。

個別相談会では、創業や事業承継などの経営に関するご相談を、専門家や金融機関、当協会がオンラインにてお受けしました。

当フェアでは、2日間延べ人数で、講演等に707名、個別相談会に43名、計750名の方にご参加いただき、オンラインによる実施に対し、高い評価をいただきました。



トークセッションでの質疑応答の様子



オンライン相談を受ける当協会職員

### ■基調講演

「どうなる日本、どうなる日本経済

～ウィズコロナ・アフターコロナの新しいビジネススタイル～」

須田 慎一郎 氏(経済ジャーナリスト)

### ■特別講演

「『佰食屋』の働き方改革～ウィズコロナ時代を生き抜くために～」

中村 朱美 氏(株式会社minitts 代表取締役)

### ■スペシャルセミナー

「ウィズコロナ時代の戦略的ネット活用～オンラインツールを活用してビジネスモデル変革～」

石田 康子 氏(Webマーケティングコンサルタント)

### ■トークセッション

「新時代、女性視点のワークライフバランス」

パネリスト 森 麻里 氏(ATTRACTIC株式会社 代表取締役)

パネリスト 高柳 なえか 氏(株式会社シードリング 代表取締役)

ファシリテーター 竹原 信夫 氏(日本一明るい経済新聞 編集長)

### ■オンライン相談

専門家や金融機関および当協会がオンライン個別相談会を実施しました。

## ■開催概要

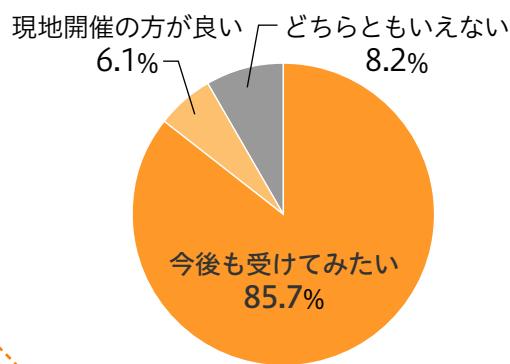
開催日時	令和3年2月9日(火)・10日(水) 両日とも13:00~19:00 オンラインにて開催
主 催	大阪信用保証協会
後 援	近畿経済産業局、近畿財務局、大阪府
協 力 (順不同)	大阪府よろず支援拠点(公益財団法人 大阪産業局)、一般社団法人 大阪中小企業診断士会、大阪弁護士会中小企業支援センター、りそな銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行、大阪信用金庫、大阪シティ信用金庫、北おおさか信用金庫

## 【参加者の声】

- コロナ禍でも創業しようという意欲をかき立てられるセミナーであった。
- 有名人の講演と相談会と一緒に利用できる形式が良い。
- 感染の心配もなく効率的に知りたいことを知ることができました。
- 専門分野での相談でしたが、企業に合わせた的確なアドバイスがもらえた。
- いろいろな方のお話を聞くことができ、今後の業務の参考になった。



## 【オンラインでのイベント開催についてどのように感じましたか】



オンライン形式で開催することについては、8割以上の方から「今後も受けてみたい」と回答をいただきました。

「コロナ禍で最良の手段」「移動時間・移動費用が掛からずに済むのが良い」等のコロナ禍での状況に応じた開催に満足いただけた一方で、「実際にもっと近くでお話を聞いてみたい」等の現地開催を希望する声も寄せられました。

## 日本政策金融公庫との連携

地域経済の活性化の促進を目的に、株式会社日本政策金融公庫と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

## 中小機構 近畿本部との連携

大阪府内中小企業者に対する経営支援を円滑に行い、地域経済の活性化に貢献することを目的に、独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部(中小機構近畿本部)と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。

今年度は、中小機構が運営する日本の中小企業と国内大手企業・海外企業をつなぐビジネスマッチングサイト「ジェグテック(J-GoodTech)」に支援機関として登録しました。今後も双方で協議を行い実効性のある取組みを継続・発展させてまいります。

## 経営支援における保証支援

### ■安定的な資金供給

新型コロナウイルス感染症などにより経営に影響を受けている中小企業者に対し、従来の一般保証、セーフティネット保証に加え、危機関連保証の3段構えの信用保証枠で、中小企業者の資金ニーズに迅速かつきめ細やかに対応し、安定的な資金供給の下支えを行っています。

(一般の保証限度額)

有担保保証	2 億 円
(6号認定については3億円)	
無担保保証	8,000万円
特別小口保証(※)	2,000万円

(セーフティネット保証の保証限度額)

有担保保証	2 億 円
無担保保証	8,000万円
特別小口保証(※)	2,000万円

(危機関連保証の保証限度額)

有担保保証	2 億 円
無担保保証	8,000万円
特別小口保証(※)	2,000万円

(※) 特別小口保証は、他の保証と併用してのご利用はできません。

「セーフティネット保証」は、取引先の倒産や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等の場合に、経営を安定させるための代表的な保証制度のひとつで、通常の保証限度額とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

「危機関連保証」は、大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の経営安定のための保証で、一般の保証限度額、セーフティネット保証の保証限度額とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

### ■(特別)相談窓口の設置

令和3年4月1日現在、以下の(特別)相談窓口を設置し、お客さまからのご相談をお受けしています。

- 新型コロナウイルスに関する経営相談窓口
- 英国におけるEU残留・離脱を問う国民投票の結果の影響関連相談窓口
- 平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口
- 賃金水準上昇対策相談窓口
- 東日本大震災に関する特別相談窓口

### ■中小企業者のニーズに即した保証制度の創設

事業承継が日本社会における喫緊の課題となっていることを踏まえ、令和2年4月から経営者保証を不要とする「事業承継特別保証」を取扱っています。

また、保証限度額の関係から本保証の取組みができないお客さまにもご利用いただける別枠の保証制度である「経営承継借換関連保証」の取扱いを令和2年10月から開始しました。

## モニタリングの実施

お客様の業況把握に努め、その結果を踏まえて条件変更や借換等の金融支援提案を実施するなど、期中支援態勢の強化を図っています。

加えて、全国統一の取扱いとして行っている経営力強化保証等にかかるモニタリングにおいても、適切な期中支援を図るため、必要に応じて決算書・試算表、改善計画書等をご提出いただきました。

また、財務診断サービスや面談による経営相談を行い、コンサルティング機能の強化に努めています。

## 経営支援サービスの実施

ご希望されるお客様に経営支援サービスを実施しています。

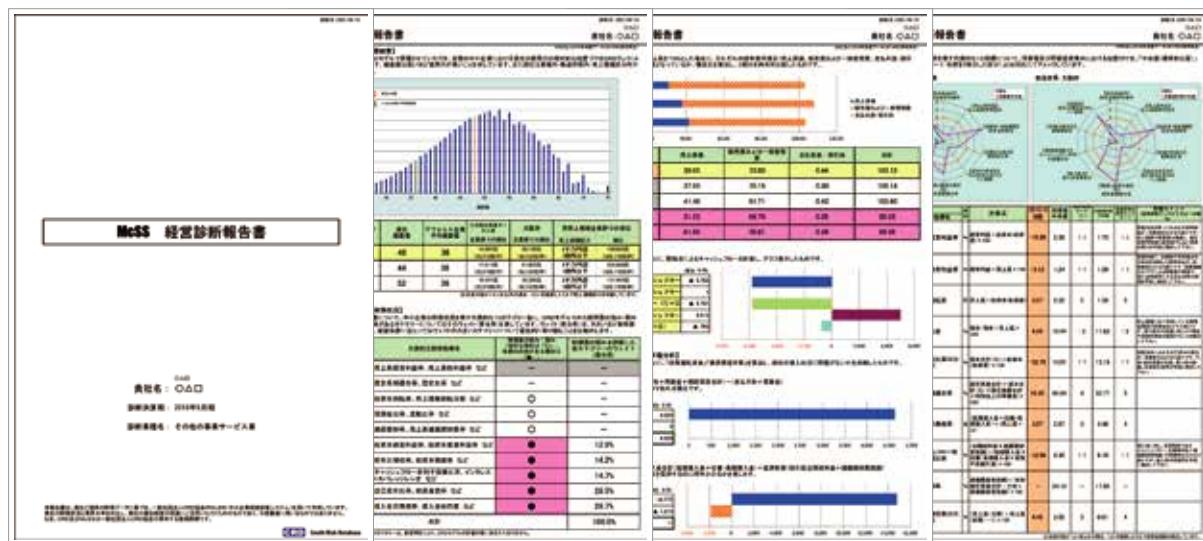
当協会職員によるサービスだけでなく、外部専門家によるサービスについてもご利用いただいている  
います。

### ◆財務診断サービス

財務診断ツール「中小企業経営診断システム (McSS)」※を使い、中小企業診断士の資格を有する当協会の職員が、財務診断を主体とした経営相談を実施しています。

### ※「中小企業経営診断システム (McSS)」とは

一般社団法人 CRD 協会（詳しくは、P.43 をご参照ください。）が作成した財務診断ツールです。  
CRD に蓄積された全国データとの比較により、診断対象者の「位置付け」と財務面の強み・弱みを把握していただけます。



### ◆専門家相談サービス

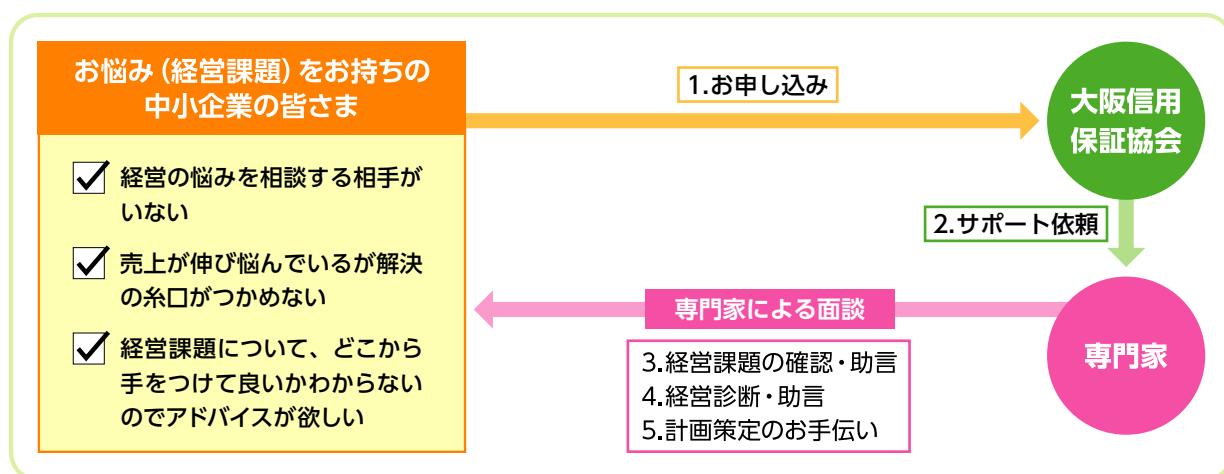
「OSAKAビジネスサポートフェア」開催時にオンライン相談を実施し、各分野の外部専門家に参加者からの個別相談(27件)にご対応いただきました。

## 経営サポート事業（国の「経営支援強化促進補助金」に基づく事業）

### ■経営サポート事業

当協会の職員が各企業のニーズを把握したうえで外部専門家にサポートを依頼し、経営診断や経営改善等をテーマとした計画書の策定支援を実施しました。

今年度からは、新型コロナウイルス感染症対策として、Web会議システムを活用したオンライン面談を開始しました。



支援内容	延べ回数	企業者数
企業訪問	761回	761先
経営診断(フェーズⅠ)	224回	224先
経営診断(フェーズⅡ)	227回	76先
経営改善計画策定支援	97回	28先
生産性向上計画策定支援	38回	9先

### ■支援後のフォローアップ

過年度に経営サポート事業をご利用いただいた計画策定支援実施先に対し、計画の進捗動向についてフォローアップを実施し、ご希望の方に外部専門家を派遣し、問題点等についてアドバイスを行いました。

支援内容	延べ回数	企業者数
フォローアップ	376回	376先

## 経営改善支援における保証支援

平成21年12月4日の中小企業金融円滑化法の施行以来、当協会はその趣旨を踏まえ、中小企業の資金繰りの安定や事業の再建のために返済条件の変更を行ってまいりました。

同法が終了した現在も、必要に応じて返済条件の変更を行うなど、金融機関との連携を密にし、事故発生を未然に防ぐ取組みを行っています。また、既存保証を活用した借換等の金融支援提案を行っています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けておられる方については、お客様の実情にあわせたきめ細やかな対応に努めています。

### ■経営力強化保証

平成24年10月から実施されている全国統一の保証制度で、金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、自ら事業計画を策定し、計画の実行に取組む中小企業者に対し、事業計画の実施に必要な資金調達を支援しています。また、保証料率の割引を行い、中小企業者の資金調達の円滑化・経営改善を支援しています。

### ■事業再生計画実施関連保証（通称：経営改善サポート保証）

「経営サポート会議」（詳しくはP.24をご参照ください。）での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う中小企業者の資金調達を支援しています。

### ■条件変更改善型借換保証

条件変更を実施しているため前向きな金融支援を受けることが難しい方を対象とした保証です。金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けながら、経営改善の見込まれる事業計画の策定が可能な方に対し、借換と同時に追加資金の調達を支援することにより、月々の返済額の軽減および資金調達の円滑化を図っています。

### ■令和2年度 経営改善に係る保証状況

(単位:件・百万円)

		保証承諾				保証債務残高			
		件数	(対前年比)	金額	(対前年比)	件数	(対前年比)	金額	(対前年比)
経営改善に係る保証	経営力強化保証	210	8.4%	5,234	9.5%	6,243	82.9%	97,066	74.7%
	経営改善サポート保証	61	40.1%	2,885	46.7%	699	103.9%	23,215	100.3%
	条件変更改善型借換保証	18	40.0%	662	52.9%	228	98.3%	6,154	93.3%
合 計		289	10.8%	8,781	14.1%	7,170	85.0%	126,436	79.2%

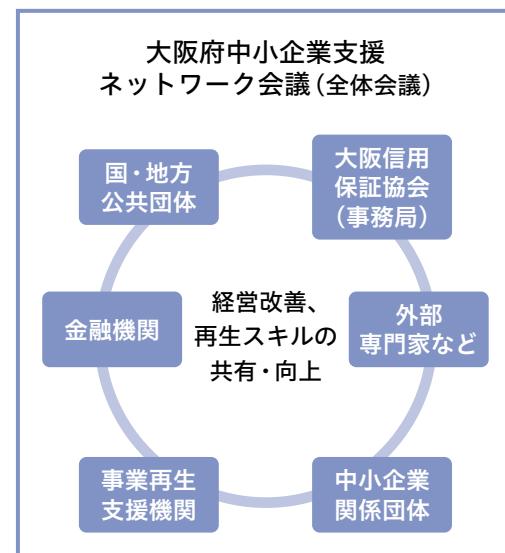
## 大阪府中小企業支援ネットワークについて

地域の関係者の力を総動員して、中小企業者の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的として、都道府県単位で「中小企業支援ネットワーク」が構築されています。

大阪府中小企業支援ネットワークは、大阪府内の中小企業者を支援する機関（金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業団体、国、地方公共団体等）による連携支援体制です。当協会が事務局となり、大阪府中小企業支援ネットワーク会議（全体会議）および経営サポート会議（個別会議）を開催し、ネットワークの強化に努めています。

### ■大阪府中小企業支援ネットワーク会議の開催 ······

当会議は、中小企業者の経営改善・事業承継等に携わる関係者が、各局面の最新情報等を共有することで、地域の中小企業者への支援体制を整えることを目的に開催しています。



### ●第16回 大阪府中小企業支援ネットワーク会議

開催日時	令和2年11月18日(水) 14:00~16:30
参加機関数	46機関
講演内容	<p>「中小企業向け支援策の紹介」(近畿経済産業局)</p> <p>「コロナと戦い、コロナ後の新しい社会を築く 令和2事務年度 金融行政方針(抜粋)」(近畿財務局)</p> <p>「1. 新型コロナウイルス感染症特例リスクケジュールについて 2. 再チャレンジ支援(含む経営者保証ガイドライン対応)について」(大阪府中小企業再生支援協議会)</p> <p>「コロナ禍におけるWEBを活用した経営改善支援の取組み」(株式会社エフアンドエム)</p>

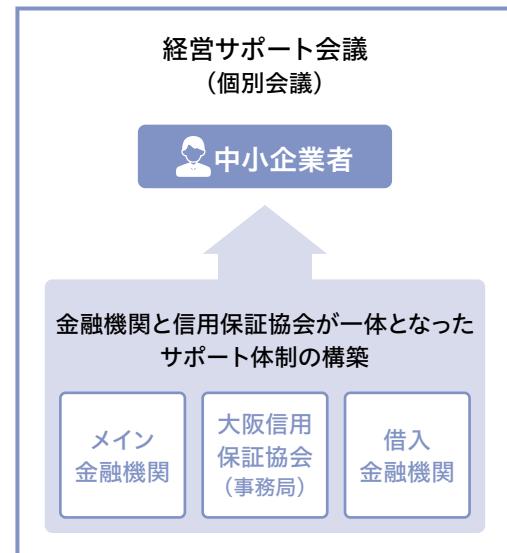
※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン形式で開催しました。

## ■経営サポート会議の開催

個々のお客さまを対象に隨時開催している会議で、お客様・金融機関・当協会が一堂に会し情報共有を図っています。お客様から「1年間の事業活動」「次年度以降の事業計画」「今後の資金調達計画・資金繰り状況」「現状抱える経営課題」等を報告いただき、意見交換の後、必要に応じて経営改善についての助言等を行い、金融機関と当協会が一体となってお客様へのサポートを行います。

お客様は、複数の金融機関と信用保証協会それぞれに同じ説明をする必要がなくなり、金融機関は、他機関と支援の足並みを揃えやすいというメリットがあります。また、事業再生計画実施関連保証（通称：経営改善サポート保証）のご利用時における事業再生計画への合意形成に向けた意見交換の場としてもご利用いただけます。

今年度は、Web会議システムを使用したオンライン開催も含め33回開催しました。



## 中小企業再生支援全国本部から感謝状授受

当協会が地域の中小企業再生支援協議会事業に貢献したことが評価され、令和2年10月15日（木）に中小企業再生支援全国本部から3年連続で感謝状をいただきました。

今後も、中小企業再生支援協議会をはじめ、金融機関、各関係機関等と連携し、より一層再生支援の取組みを強化してまいります。



## 関係機関との連携強化

再生支援業務の円滑化を図り、関係機関との連携を強化することを目的に、定期的な意見交換を行っています。

当協会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業者を支援するために、さまざまな取組みを行っていますが、再生支援に係る取組みでは、特に令和2年4月より実施されている中小企業再生支援協議会による新型コロナウイルス感染症特例リスクケジュールについて、同協議会と連携し、お客様の資金繰り支援に努めました。

今後もポストコロナを見据え、お互いの再生支援の取組みについて理解を深め、協力関係を深めてまいります。

## 地方創生ファンドへの出資について

平成30年4月「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、再生支援ファンドのみならず、創業や中小企業者の経営の改善や発達を支援することを目的とするファンドへの出資が可能となりました。

当協会では、現在、次の3つの地方創生ファンドへ出資を行っています。

### ■関西イノベーションネットワーク投資事業有限責任組合 ..... (通称:イノベーションファンド25)

地域社会における新事業の創出等産業振興に寄与し、大阪・関西の地域経済の発展や雇用の確保に繋がると判断される事業者への成長支援を通じ大阪・関西地域の活性化を目的としています。

ファンド総額	15.6億円【追加募集により最大25億円程度】(うち当協会出資額2億円)
組合員	無限責任組合員:池田泉州キャピタル(株) 有限責任組合員:大阪信用保証協会、㈱池田泉州銀行、ロート製薬㈱、岩谷ベンチャーキャピタル(同)、塩野義製薬㈱、エヌサーブ㈱、㈱ゆうちょ銀行、日本生命保険(相)、ダイキン工業㈱、阪急阪神ホールディングス㈱
設立日・存続期間	令和元年9月20日から10年
主な投資対象	大阪・関西万博が目指す「SDGsが達成される社会」「Society5.0の実現」に貢献する技術・ビジネスモデルを持った企業
投資形態	普通株式、優先株式、新株予約権、金銭債権 等
投資実績	6件／279,932,500円

### ■おおさか事業承継・創業支援投資事業有限責任組合 ..... (通称:おおさか事業承継・創業支援ファンド)

円滑な事業承継および創業・第二創業に取組む中小企業者を支援し、雇用の確保・地域経済の活性化を通じ、地方創生に貢献することを目的としています。

ファンド総額	5億円(うち当協会出資額2億円)
組合員	無限責任組合員:フューチャーベンチャーキャピタル(株) 有限責任組合員:大阪信用保証協会、大阪信用金庫
設立日・存続期間	令和元年9月30日から10年
主な投資対象	大阪信用金庫、大阪信用保証協会の営業エリア内に本社または拠点を置き、事業承継および創業・第二創業に取組む企業
投資形態	普通株式、種類株式、新株予約権 等
投資実績	4件／79,122,900円

### ■OSAKA地域成長・創業支援投資事業有限責任組合 ..... (通称:City・Simpoステップアップファンド)

「経営改善に取組みつつ次の成長に向けた資金を必要とする企業」や「創業または創業後まもないが今後の成長が期待される企業」への支援を通じ、大阪経済の活性化に貢献することを目的としています。

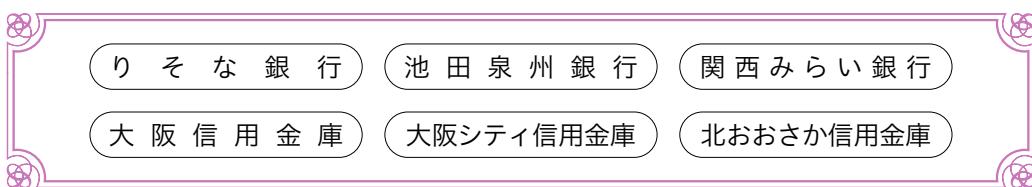
ファンド総額	5億円(うち当協会出資額2億円)
組合員	無限責任組合員:信金キャピタル(株) 有限責任組合員:大阪信用保証協会、大阪シティ信用金庫
設立日・存続期間	令和2年2月3日から10年
主な投資対象	大阪信用保証協会、大阪シティ信用金庫の営業区域に拠点を有し、経営改善に取組みつつ次の成長が見込める事業者や創業または創業後まもないが今後の成長が期待できる事業者
投資形態	普通株式、種類株式、新株予約権 等
投資実績	1件／50,000,000円

(注)各ファンドの概要は、令和3年3月31日時点の内容になります。

## 金融機関感謝制度

今年度は、コロナ禍における府内中小企業金融の円滑化に資することを目的に、当協会との連携のもと、保証付き融資を通じて中小企業者の振興発展に貢献いただいた金融機関に感謝の意を表するため、金融機関感謝制度を実施しました。

当協会と連携強化を図り、新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けた府内中小企業者に対する資金繰り支援および当協会の円滑な業務運営に貢献いただいた6金融機関を選定しました。



## 信用保証利用企業動向調査の実施

府内の中小企業・小規模事業者の景況・金融動向等を把握するため、株式会社日本政策金融公庫と共同で、信用保証制度を利用されている企業の皆さまのご協力を得て、四半期ごとにアンケート調査を行っています。

実施結果は、株式会社日本政策金融公庫のWebサイトや当協会広報誌「Simplo」に掲載しています。

## 大学での講義

当協会の認知度と信用保証制度への理解度向上を目的として、産学連携を見据え府内の大学で講義等を行っています。

今年度は、以下のとおりWeb会議システムであるZoomを利用したオンライン授業を行いました。

### 近畿大学 経営学部

テー マ：「未来の社長のための信用保証協会講座」  
日 時：令和2年11月9日(月)  
講義形式：ライブ配信とオンデマンド配信の併用



### 大阪府立大学 現代システム科学域

テー マ：「中小企業金融における  
信用補完制度について」  
日 時：令和2年12月  
講義形式：オンデマンド配信

## SDGs宣言

令和元年10月に、SDGsの趣旨に賛同し地域貢献への基本的な方針として、「大阪信用保証協会SDGs宣言」を策定しました。

### 大阪信用保証協会SDGs宣言

大阪信用保証協会は、「中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献する」という信用保証理念のもと、持続可能な開発目標(SDGs)の趣旨に賛同するとともに、信用保証協会の公共性と社会的責任、セーフティネット機能としての重要な役割を認識し、中小企業者の金融の円滑化、事業活動の創造・維持・発展をサポートし、地方創生に努めてまいります。

令和2年4月に大阪府融資制度保証において、「SDGsビジネス支援資金」を創設し、SDGsの達成に取組むための資金供給を支援しています。

また、今回発刊の令和3年度版から、本冊子に使用している紙を「FSC認証紙」に、インクを「植物油インキ」に変更し、環境に配慮した素材を使用することで、環境への負荷軽減に貢献します。



「SDGs宣言」とあわせて、「SDGsの取組み事項」をWebサイトにて公表しています。

## 大阪府「男女いきいき・元気宣言」事業者への登録



「男女いきいき・元気宣言」事業者登録制度は、大阪府が「女性の能力活用」や「仕事と家庭の両立支援」など、男性も女性もいきいきと働くことのできる取組みを進めている事業者を応援する制度で、当協会は平成30年3月13日に登録されました。

当協会では、引き続き男女ともに働きやすく、働きがいのある組織づくりを推進してまいります。

## 反社会的勢力の排除への取組み

信用保証協会の社会的公共性を認識し、大阪府警察との緊密な連携によって暴力団等反社会的勢力を排除し、信用保証業務の適正な運営を図ることを目的として「信用保証協会大阪地区暴力団対策連絡協議会」を設置しています。

令和2年12月に総会を開催し、当協会の反社会的勢力排除の取組みを報告しました。

反社会的勢力排除への備えとして、反社データの蓄積、組織としての反社対応態勢の整備、警察・弁護士等との連携強化などが重要であることを再確認しました。

## 外部評価委員会の実施

令和2年7月に外部有識者で構成される外部評価委員会を開催し、委員の意見・アドバイスを踏まえて、「令和元（平成31）年度経営計画の評価」および「令和元（平成31）年度コンプライアンス態勢および運営状況の評価」を作成しました。

評価内容は近畿経済産業局を通じ経済産業大臣に報告するとともに、経営の透明性を確保する観点から、当協会Webサイトに掲載しています。

## ORBITシステムの機能強化に向けた取組み

ORBITシステムは、信用保証協会の事務の効率化および省力化ならびにシステムリスクの縮減を目的として開発した保証協会業務共同化システムで、借換時の保証料精算機能や、平成26年1月から全国の信用保証協会に先駆けて実施している信用保証書のインターネット配信機能など、中小企業者、金融機関の皆さまの利便性向上を図る機能を盛り込んでおり、現在8信用保証協会が利用しています。

今後も、当協会は同システムの運営会社である「保証協会コンピュータサービス株式会社」と連携し、申込等各種手続きの電子化検討を進めるなど、ORBITシステムの機能強化を図ってまいります。

### ■運営会社の概要

**組織形態** 株式会社

**商 号** 保証協会コンピュータサービス株式会社（略称：HCS(株)）

**所 在 地** 大阪府門真市新橋町34-21

**設立年月日** 平成27年6月1日



## Webサイトの活用

当協会の取組みや各種保証制度、創業・経営支援等について、掲載しています。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせを一括掲載した特設ページを作成し、トップページにバナーを配置し、本支援に係る取組みについて、周知を図りました。

**信用保証協会とは？**

中小企業者、小規模事業者の皆様や、新しく企業を立ち上げる方の公的な保証人となって事業資金の借入れが円滑に行えるよう支援します。地域に密着して活動を行う公的機関として、起業や経営のご相談もお受けしています。

**初めての方へ**

**大切なお知らせ**

**新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ**

**新型コロナウイルス感染症関連  
経済産業省ホームページ**

## 「LINE公式アカウント」の活用

令和2年4月に、「LINE公式アカウント」サービスを用いた情報発信を開始しました。友だち登録していただいた皆さんに有益な情報を直接、適時配信することにより、広報の充実を図っています。

是非、友だち登録をお願いします。

### ■LINE公式アカウント

LINEの友だち追加から

右の2次元コードを読み取ってください。



## 発刊物による広報

### 当協会をはじめてご利用になるお客様向け

#### ■「信用保証のご案内」

信用保証のしくみや当協会が取扱う各種保証制度の概要をまとめた「信用保証のご案内」を作成し、窓口にご相談に来られたお客様にお渡ししています。また、創業・経営支援イベント等でも配布しています。



### 創業支援・経営支援のご案内

当協会が実施しているさまざまな創業・経営支援について、取りまとめたリーフレットを作成し、各種イベントや当協会窓口にて配布しています。

当協会が信用保証だけでなく、府内中小企業・小規模事業者の皆さんに対し、さまざまな経営支援を行っていることを知っていただける内容となっています。

#### ■創業支援施策リーフレット

創業期の方向けの支援施策をご紹介しています。お客様の創業ステージにおけるお悩みに対応する支援策が一目でわかるよう工夫しました。



## ■経営支援施策リーフレット

中小企業者の皆さまへの経営支援施策をご紹介しています。経営の「お悩み」に対応する支援施策がわかるよう工夫しました。



## ■事業承継リーフレット

事業承継に係る保証制度をご案内しています。各種保証制度の利用要件となる事業承継形態やポイント等をわかりやすく説明したものとなっています。



## 金融機関ご担当者さま向け

### ■「信用保証の手引き」

金融機関の皆さまへの保証取扱いのポイントと保証制度の概要を簡潔に紹介した手引書として、「信用保証の手引き」(金融機関用)を作成しています。

### ■広報誌「Simplo」

広報誌「Simplo」を年4回発行し、当協会の取組みや信用保証利用企業動向調査の結果に加え、四半期毎の統計資料等を公表しています。

今年度は、協会をより身近に感じていただけるように、当協会の各支店長による支店紹介を連載しました。





## 新聞廣告の掲載

令和3年4月1日(木)に読売新聞、朝日新聞、日刊工業新聞の3紙に広告を掲載しました。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、厳しい事業環境下にある中小企業者にエールを送るとともに、ニューノーマル時代に必要とされる新しいビジネス様式への挑戦を応援する内容としました。

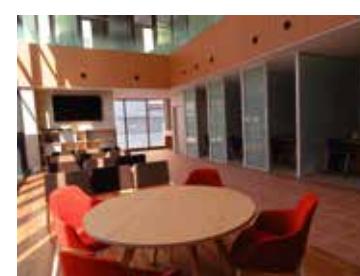


## 堺支店を移転しました

昭和58年4月に開設した堺支店は、建物の老朽化に加え、津波・洪水ハザードマップ対象区域内にあったため、お客さまおよび職員の安全面等も考慮し、堺市堺区熊野町に新築し、新支店にて令和2年9月23日(水)に業務を開始しました。

新支店は、公共交通機関のアクセスもよく、金融機関集積地に位置しており、関係機関との一層の連携を図ることができます。また、各種セミナーやイベント等を開催することができる会議室を備えています。

堺支店が、中小企業・小規模事業者の皆さんをサポートする「大阪府南部の中小企業支援拠点」としての機能を果たせるよう、引き続き取組んでまいります。



## 信用補完制度のしくみ

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」といいます。)保険部門に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。

信用保証制度と信用保険制度が有機的に結合することにより信用補完制度が機能し、中小企業金融の円滑化に貢献しています。

**信用補完制度とは「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称です。**

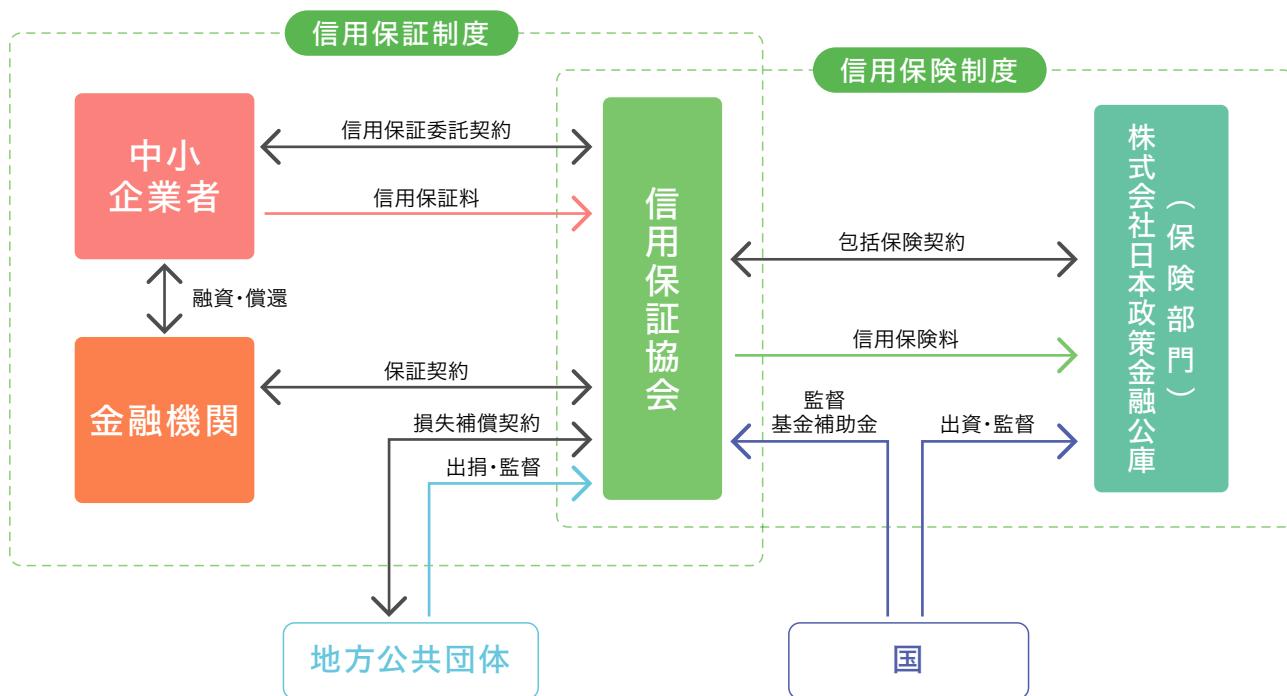
### 信用保証制度

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保託協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の資金繩りを支援する制度です。信用保証協会は融資実行に際し、信用保証料を受領し、また融資が返済不履行になった場合は金融機関に対し代位弁済を行います。

### 信用保険制度

信用保証協会は公庫と信用保険契約(包括保険契約)を結んでいるため、保証付融資につき信用保険料を支払います。信用保証協会は、保証付融資が返済不履行になった場合、金融機関に対し代位弁済を行い、代位弁済額の内、一定割合の金額を公庫より保険金として受領します。

## 信用補完制度のしくみ



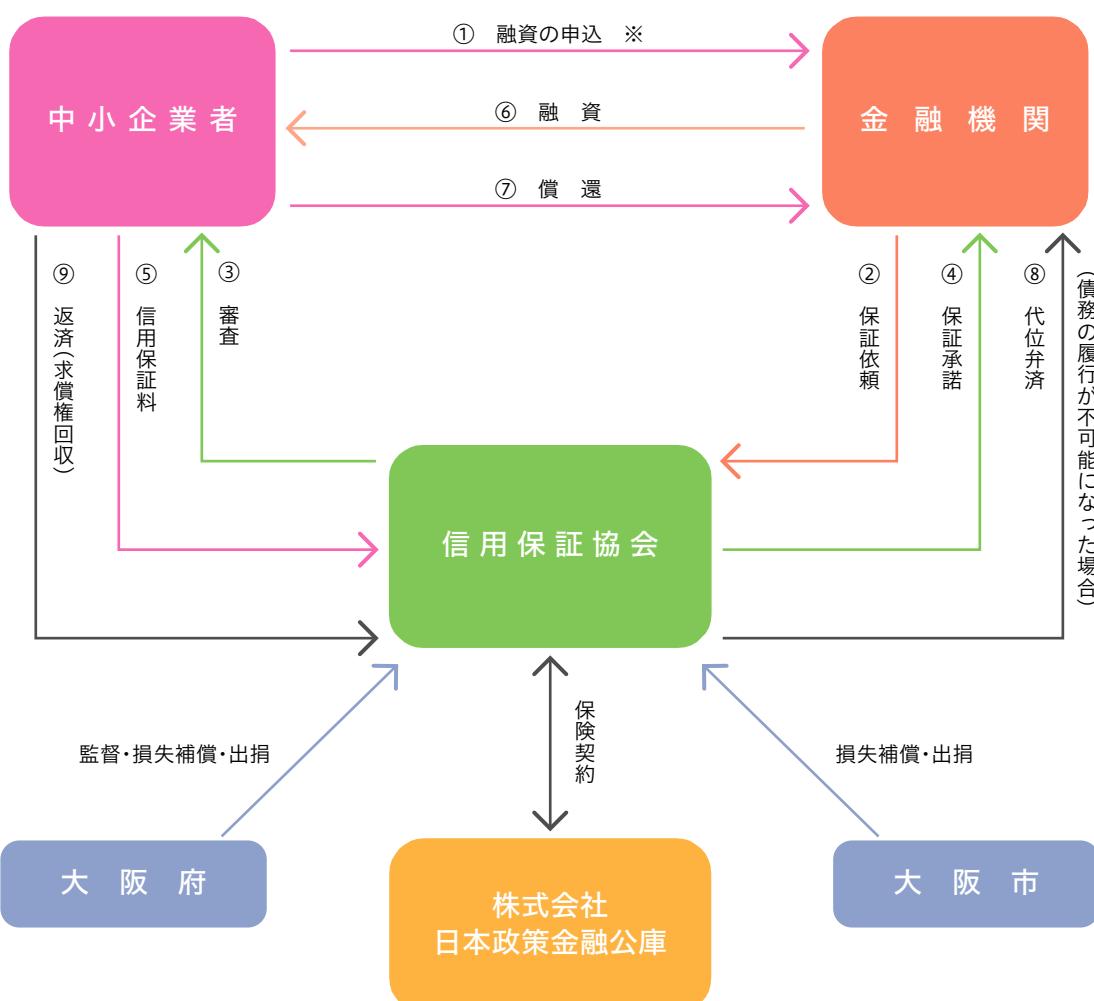
※公庫は、全額国が出資している法人です。したがって、保証の要件、資格、対象業種、資金使途などについては、公庫の規定に準拠しています。

## 信用保証制度のしくみ

信用保証協会は、中小企業者が金融機関より融資を受けるとき、または中小企業者が社債を発行するとき、その債務の保証を行う公的機関です。

万一、何らかの事情により、中小企業者が債務の履行が不可能になった場合、中小企業者に代わって、保証人として金融機関または社債権者に債務の履行(これを「代位弁済」といいます。)を行います。

代位弁済によって求償権を取得し債権者となった信用保証協会は、中小企業者等の実状に応じて求償権の回収を行います。



※一部の大阪府融資制度につきましては、当協会・大阪府等もご相談・お申込窓口となっています。

## 信用保険制度のしくみ

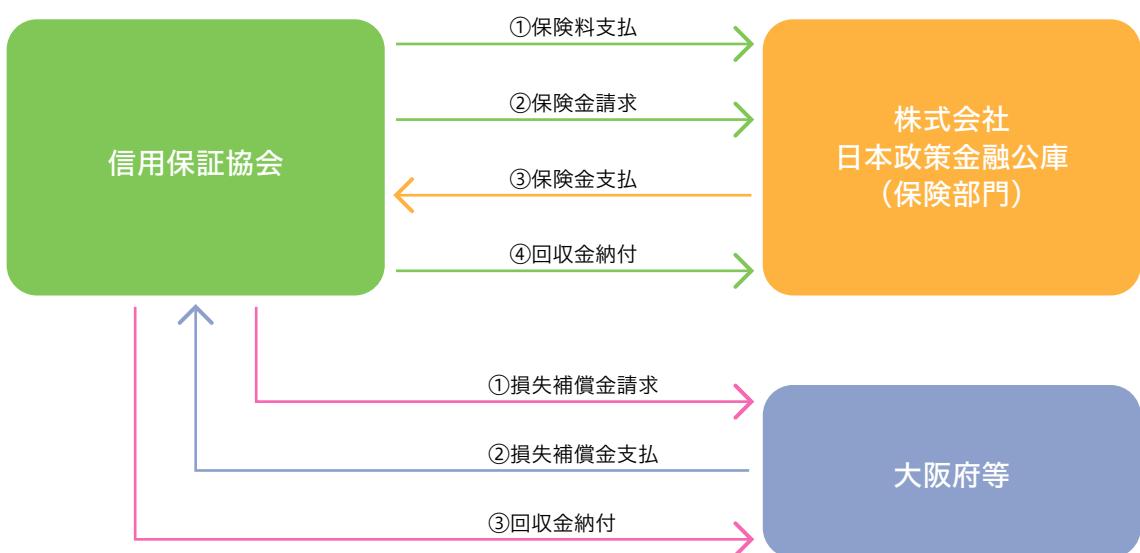
信用保険制度の当事者は、公庫と信用保証協会の二者です。公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき公庫は信用保証協会の保証に対して保険を受けます。

- ①信用保証協会は保証付融資につき、公庫に保険料を支払い、保険を掛けます。
- ②信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、公庫に保険金の請求を行います。
- ③公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の一定割合（概ね70%から80%）を保険金として信用保証協会に支払います。
- ④信用保証協会は、代位弁済により取得した求償権の回収金を、保険金の受領割合に応じて公庫に納付します。

## 損失補償制度のしくみ

損失補償制度とは、信用保証協会が代位弁済した場合、公庫からの保険金で補てんされない部分について、一定割合で損失補償金を受領するしくみのことです。この制度は、損失補償契約に基づくもので、代表的なものとして、大阪府融資制度に係る大阪府との損失補償契約があります。

- ①信用保証協会は、金融機関に代位弁済し公庫から保険金を受領した後、大阪府等に対し損失補償金の請求を行います。
- ②大阪府等は、代位弁済した元利金額の一定割合を損失補償金として信用保証協会に支払います。
- ③信用保証協会は、代位弁済した求償権の回収金を、損失補償金の受領割合に応じて大阪府等に納付します。



## 責任共有制度のしくみ

平成19年10月1日より全国の信用保証協会において、責任共有制度を導入しました。

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して、中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うことを目的としています。

責任共有制度には、負担金方式、部分保証方式の2つの保証方式があります。制度導入時にいずれの方式を採用するか金融機関にて選択いただいています。

負担金方式は、貸付金額の全額が代位弁済の対象となり(100%保証)、金融機関と信用保証協会との特約に基づき、代位弁済後に一定割合(20%)の負担金を金融機関が信用保証協会に拠出する方式です。  
(※下記に補足説明を記載)

部分保証方式は、貸付金額の一定割合(80%)を信用保証協会が信用保証し、残りの非保証部分(20%)については、金融機関のプロパー債権となる方式です。

	【負担金方式】	【部分保証方式】
保証時	保証部分(100%)	保証部分(80%) 非保証部分(20%)
代位弁済時	保証協会からの代位弁済額(100%) 負担金(20%)	保証協会からの代位弁済額(80%) プロパー分(20%)

金融機関の選択方式にかかわらず、特定社債保証、流動資産担保融資保証など、部分保証方式のみの取りとなる保証制度があります。

また、経営安定関連特例1号～4号、6号に係る保証、危機関連保証、創業関連・創業等関連特例に係る保証、小口零細企業保証、特別小口保険に係る保証など、責任共有制度の対象とならない保証制度があります。

※信用補完制度を持続可能なものとする観点から、負担金方式を選択した金融機関から信用保証協会が受領した負担金(平成24年度以降の協会受領分)の一定割合を公庫へ納付します。

(公庫は、信用保証協会の保証に対して保険を引き受けており、代位弁済の際に信用保証協会に対して元本金額の一定割合を保険金として支払っているため、信用保証協会が金融機関から受領した負担金の一定割合を公庫へ納付します。)

## 個人情報保護宣言

大阪信用保証協会は信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### 1. 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)(以下「個人情報保護法」という。)などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取扱い、厳重に管理します。

### 2. 個人情報の取得・利用・提供

- ①当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会Webサイトまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ②取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記の利用目的以外には使用いたしません。
- ③取得したお客様の個人データは、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
- ④お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

### 3. 適正管理・安全管理措置

- ①当協会は、お客様の個人データの漏洩・滅失・毀損等を防止するために、個人情報管理責任者を設置し、個人データの安全管理について、一元管理を図る体制を構築します。
- ②当協会は、役職員に個人データの安全管理を周知徹底するため計画的に教育・研修等を行います。
- ③当協会はお客様の個人情報の取扱いが適正に行われるよう、各種法令等の遵守状況等を定期的に点検し、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、適宜、個人情報保護への取組方針、安全管理対策の維持・改善に努めます。

### 4. 個人データの委託

当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。

委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検等を行います。

## 5. 保有個人データの利用目的の通知、開示、訂正・削除、利用停止・第三者提供の停止

- ①お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データについて、法令等に定める一定の場合を除き、その利用目的の通知および開示を求めるることができます。
- ②当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ③お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には、調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- ④お客様の個人データを個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- 上記①～④の請求の方法は所定の『「保有個人データ」開示等申請書』に必要事項を記載のうえ、ご本人様確認書類を添付して当協会個人情報相談窓口に持参または郵送ください。
- 具体的な手続につきましては当協会Webサイトまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)『「開示等の求め」に応じる手続等に関する事項』をご覧ください。

## 6. 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取組みます。

## 7. 個人情報相談窓口

当協会における個人情報等に関する各種お問い合わせ窓口は以下のとおりです。

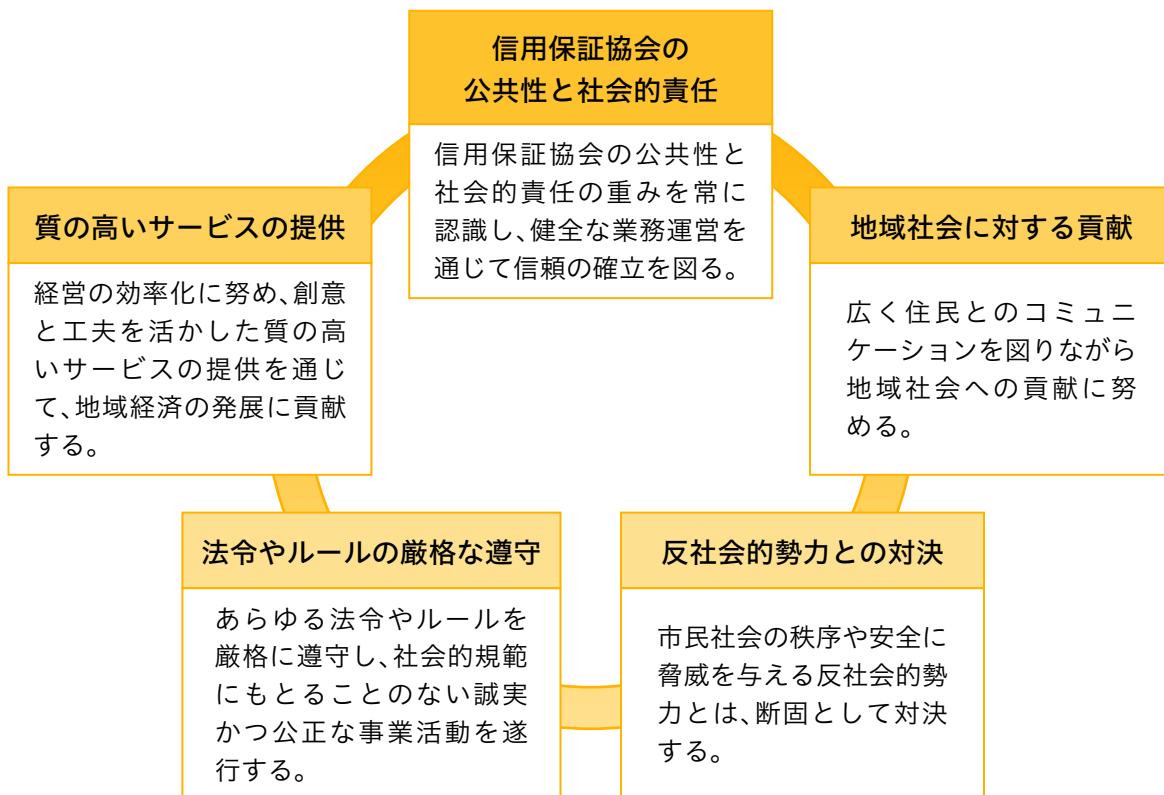
<b>本 店</b>	総務課	〒530-8214	大阪市北区梅田3丁目3番20号	06-6131-7567
<b>サポートオフィス</b>	経営相談課	〒541-0053	大阪市中央区本町1丁目4番5号	06-6260-1730
<b>堺 支 店</b>	保証事務課	〒590-0946	堺市堺区熊野町東3丁1番4号	072-223-3011
<b>東 大 阪 支 店</b>	業務管理課	〒577-0035	東大阪市御厨中2丁目1番1号	06-6781-9511
<b>門 真 支 店</b>	業務管理課	〒571-8567	門真市新橋町34番21号	06-6906-2511
<b>千 里 支 店</b>	業務管理課	〒560-0082	豊中市新千里東町1丁目2番4号	06-6835-3005

## コンプライアンス

当協会が、中小企業者の金融円滑化という設立目的を持続的に果たしていくためには、業務の健全性を維持し、社会の信頼を得ることがなによりも必要であると考えています。そのためには、あらゆる法令やルールを遵守し、誠実かつ公正な業務の執行が必要であり、コンプライアンスに関するマニュアルを定め、リスク管理の重要性を認識し、適正に業務を遂行し、社会的責任・経営目標を達成することで、地域経済・社会への貢献を果たしてまいります。

また、情報管理の重要性を認識し、適切な運用に努めています。

### ■倫理基準



### ■コンプライアンスへの取組み

I. コンプライアンスにおいては、役職員全員の意識を高めることが重要と考え、以下の取組みを実践しています。

1. コンプライアンスを推進し、コンプライアンス態勢の維持、強化を図るため「コンプライアンス委員会」を設置しています。
2. 法令等遵守態勢を実現する手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定しています。
3. 具体的な行動計画を策定し、達成状況を適切に評価するため、「コンプライアンス・プログラム」を策定しています。

II. 不正利用者、反社会的勢力等に対して、捜査当局等の関係機関と連携し、断固とした姿勢で臨み、適正な信用保証に努めています。

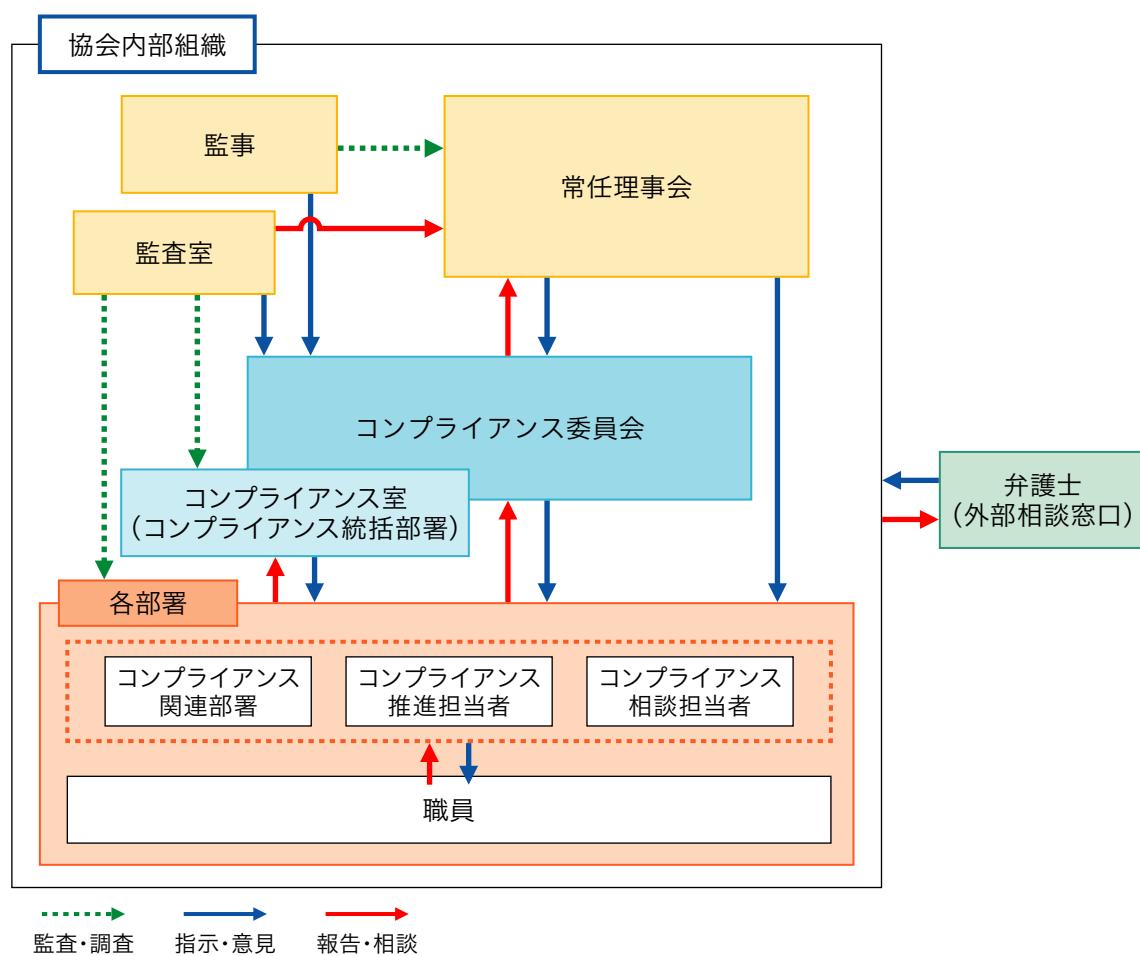
- 申込書への虚偽・不実記載の申し込みはお断りします。
- 添付公文書・私文書の偽造の申し込みはお断りします。
- 金融あっせん屋等が介在、介入する申し込みはお断りします。



III. 保証審査の公平性と透明性の確保に努めています。

- 第三者の「信用調査における同席および交渉」をお断りします。
- 第三者からの「保証審査に関する問い合わせおよび交渉」をお断りします。
  - ◆悪質な場合は今後の利用もお断りします。
  - ◆犯罪となる場合は告訴・告発いたします。
  - ◆第三者には加入団体、地域の世話役、コンサルタント・顧問税理士等も含みます。  
(ここでいう第三者には、金融機関等取扱機関を含みません。)
  - ◆第三者との申込人の顧客情報にかかるやりとりは、個人情報保護法などの法令および当協会の規定により規制されています。
  - ◆その他、第三者に関連する法令としていわゆる出資法や、いわゆる公職者等のあっせん利得処罰法の規定があります。

## ■コンプライアンス体制図



## ■情報管理への取組み

保証業務を行うために収集、作成、活用する情報は、当協会にとって貴重な財産であり、これらの情報を安全に効率良く活用するための基盤を構築し、適切な管理を推進していくことが必要です。

保有する情報資産を守るため、基本的な指針として「情報セキュリティポリシー」を制定し、情報セキュリティ態勢の整備、継続的改善に努めています。

役職員が情報に対する適切な管理の重要性を認識し、個人情報保護法の遵守を基本に適正な運用に取組んでいます。

### 情報セキュリティポリシー

大阪信用保証協会は、業務遂行を目的として保有する情報資産を、漏えい、き損、改ざんなど様々な脅威から保護し安全な状態を維持するため、以下のとおり情報セキュリティポリシーを定めます。

1. 当協会は、保有する情報資産を保護するため、情報セキュリティ態勢(組織体制とその運用等)の維持・充実に努めます。
2. 当協会は、情報セキュリティに問題が生じた場合、関連法令等に基づき、原因究明や再発防止など適正な対処に努めます。
3. 当協会は、役職員等に対し、情報セキュリティに関する知識の向上・意識の醸成に努めます。
4. 当協会は、技術の進展、社会的環境の変化に応じて、情報セキュリティ態勢を継続的に見直し、改善することに努めます。

## ■顧客サービス向上への取組み

「顧客サービス向上委員会」を設置し、お客様の立場にたった親身な実務対応や接遇面のサービス向上に努めています。

さらに、経営支援部において外部との連携を図りつつ経営相談等の経営支援や創業支援、企業支援部再生支援課において再生支援に関する相談を行い、並行して本店・各支店の窓口に総合相談窓口を設置し、一層きめ細やかな対応を行っていく態勢を整えています。

## 信用保証の対象

### ■企業規模

中小企業信用保険法等に定める中小企業者で、常用従業員数または資本金(出資金)が次表のいずれかに該当する必要があります。

業種	常用従業員数	資本金(出資金)
製造業等	300人以下	3億円以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよび チューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。)	900人以下	
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
旅館業	200人以下	
小売業(飲食店を含む。)	50人以下	5,000万円以下
医業を主たる事業とする法人	300人以下	—



- 製造業等には、建築業・運送業・不動産業・倉庫業・ソフトウェア業・情報処理サービス業・旅行業などを含みます。  
ただし、倉庫業の中の「物品預り・駐車場業」は、常用従業員数100人以下、資本金5,000万円以下となります。
- 組合の場合は、別の条件が定められています。
- 特定非営利活動法人については、常用従業員数が300人(小売業については50人、卸売業またはサービス業については100人)以下の法人。(保証制度により利用できない場合がありますので、当協会窓口までお問い合わせください。)
- 保証制度により業歴等の要件が定められている場合があります。

### ■営業区域および業歴

大阪府内で事業を行っている方が対象です。

なお、保証制度毎に業歴等の要件が定められている場合があります。

### ■資金用途

信用保証の対象となる資金用途は、事業資金のみです。

## ■対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、以下の業種の方はご利用いただくことができません。

1. 農業、林業(素材生産業および素材生産サービス業を除く。)
2. 漁業
3. 金融業、保険業(保険媒介代理業および保険サービス業を除く。)
4. 集金業、取立業などサービス業の一部
5. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の適用を受けた飲食店で、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの
6. 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する性風俗関連特殊営業等
7. 土地売買業(投機目的とする場合)
8. その他、社会的に批判を受けるおそれのあるもの

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

## ■連帯保証人

原則として、法人代表者以外の連帯保証人は不要です。

当協会の連帯保証人は、金融機関で締結する金銭消費貸借契約等の連帯保証人にもなっていただくことになります。(金融機関により印鑑証明書などを求められる場合がありますので、予めご了承ください。)

なお、実質的な経営権を持つ方や組合における代表理事以外の理事、組合員(組合員が法人の場合はその代表者)など、個々の事情に応じて連帯保証人になっていただく場合があります。

※「民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)」(令和2年4月1日施行)により、連帯保証人になられる方は原則として公証人と直接面会し、「保証意思宣言公正証書」による保証意思確認手続が必要になります。

ただし、個人事業者のお申込みの場合の同一事業に従事している配偶者の方、法人のお申込みの場合の理事・取締役・執行役またはこれらに準ずる方、総株主の議決権の過半数を有する方については公正証書の作成は不要です。

※当協会では、法人と経営者個人の資産・経理等の分離状況等を踏まえ、次の①かつ②の要件に該当する場合、取扱金融機関からのお申し出に基づき、経営者保証を不要とする取扱いを行っています。

- ①取扱金融機関が、信用保証の付かない融資(既存の融資もしくは同時に実行する融資)について、経営者保証を不要としており、かつ、保全も図られていない場合
- ②直近決算期において債務超過でなく、直近二期連続で減価償却前経常利益が赤字でない場合

この他、不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合も経営者保証を不要とする取扱いを行っています。

また、経営者保証を不要とする保証制度もございます。

## 信用保証料

ご利用となる保証、貸付金額、保証期間、返済方法等に応じて、所定の信用保証料が必要です。

信用保証協会が行う信用保証は、すべて公庫の信用保険に付されることとなっており、お客さまからいただいた信用保証料には、信用保証協会が公庫に支払う信用保険料のほか、信用保証制度を運営する上で必要な費用が含まれています。

### ■ 弹力化料率を適用する保証

一般保証、特定社債保証等大半の保証が対象となります。

保証料率は、お客さまの決算内容等により下表のとおり区分され、責任共有制度の対象保証には「責任共有保証料率※」、対象外保証には「責任共有外保証料率」が適用されます。

※「責任共有保証料率」とは、信用保証料を貸付金額に対する率で表示したもので、責任共有制度の導入により責任共有制度の対象保証の保証料率は全国統一で「責任共有保証料率」と表示することとなりました。

区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
基本となる 責任共有保証料率(年)	有担保 (通常料率)	1.80%	1.65%	1.45%	1.25%	1.05%	0.90%	0.70%	0.50%	0.35%
	有担保 (割引料率※1)	1.62%	1.49%	1.31%	1.13%	0.95%	0.81%	0.63%	0.45%	0.32%
	有担保 (割引料率※2)	1.44%	1.32%	1.16%	1.00%	0.84%	0.72%	0.56%	0.40%	0.28%
	無担保	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
特殊保証※3の 責任共有保証料率(年)	有担保	1.52%	1.39%	1.22%	1.05%	0.88%	0.75%	0.58%	0.41%	0.29%
	無担保	1.62%	1.49%	1.32%	1.15%	0.98%	0.85%	0.68%	0.51%	0.39%
基本となる 責任共有外保証料率(年)	有担保	2.10%	1.90%	1.70%	1.50%	1.25%	1.00%	0.80%	0.60%	0.40%
	無担保	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%

※1 有担保については、当協会独自の割引を実施しています。

※2 提携有担保保証については、さらに割引した料率を適用しています。

※3 特殊保証とは、当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証等の根保証のことをいい、低保証料率を適用します。

保証料率区分は、保証のお申込をいただいたお客さまの決算内容等を「CRD」によるスコアリングシステムに入力した後、保証審査をふまえ、保証諾否とともに決定します。

お客さまには金融機関からお渡しする「信用保証決定のお知らせ」にてお知らせします。

保証決定までの間にお客さまからのお申し出がある場合、保証料率区分をお答えさせていただくことも可能ですが、あくまでも見込みであり、確定した保証料率区分ではありません。

### ++ 「CRD」とは ++

経済産業省(中小企業庁)のバックアップにより、中小企業金融の円滑化を支援することを目的に創設された「中小企業信用リスク情報データベース(Credit Risk Database)」の略称で、信用保証協会や金融機関から中小企業者の財務データ等を収集し、これをデータベース化したもので、現在は非営利法人である「一般社団法人CRD協会」によって運営されています。

CRDは、約170の金融機関等が会員となっている中小企業者に関する日本最大のデータベースです。

※匿名データであり、個々の企業を特定したデータベースではありません。

## ■ 弹力化料率を適用しない定率の保証

セーフティネット保証(責任共有対象外 年0.90%、責任共有対象 年0.80%)、経営安定資金保証(責任共有対象外 年0.90%、責任共有対象 年0.80%)、危機関連保証(年0.80%)、災害関係保証(年0.65%)、流動資産担保融資保証(年0.68%)等保証によっては、定率の保証料率が適用されます。また、小口零細企業保証では、付保する保険の種類により、年1.00%となる場合があります。

## ■ 保証料率の割引制度

保証のお申込時に、決算書を作成しており、会社法に定める会計参与の設置が履歴事項全部証明書等により確認できる会社については、適用料率から0.10%引下げします。

ただし、一括支払契約保証および伴走支援型特別保証等一部の保証制度は対象外です。

なお、会計参与割引は全国の信用保証協会で統一の取扱いです。

## ■ 信用保証料の計算方法

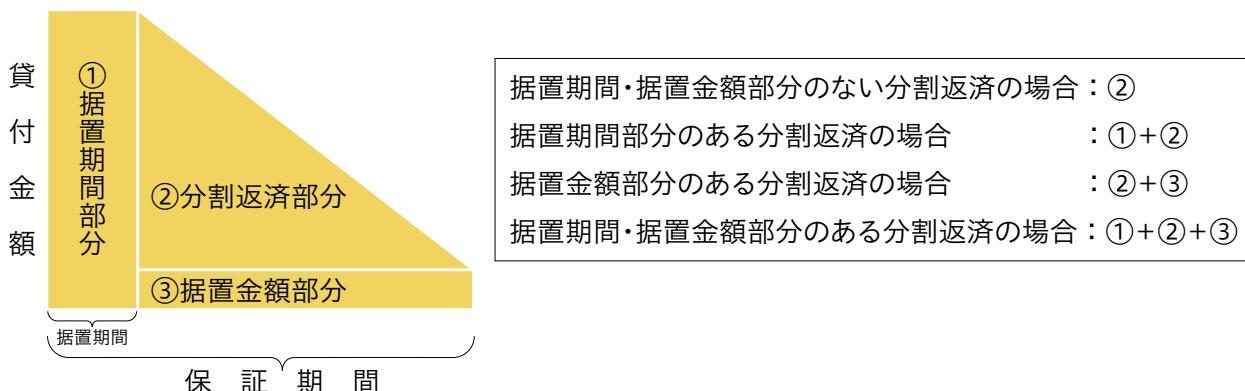
返済方法に応じて、次のとおり計算します。

なお、計算式中の「保証料率」部分について、責任共有制度の対象保証は「責任共有保証料率」、責任共有制度の対象外保証は「責任共有外保証料率」となります。

### 1. 一括返済の場合

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{保証期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

### 2. 分割返済の場合



#### ① 据置期間部分

$$\text{貸付金額} \times \text{保証料率} \times \text{据置期間(月数)} \times \frac{1}{12}$$

#### ② 分割返済部分

$$(\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times \text{係数}^* \times \frac{1}{12}$$

#### ③ 据置金額部分

$$\text{据置金額} \times \text{保証料率} \times (\text{保証期間(月数)} - \text{据置期間(月数)}) \times \frac{1}{12}$$

\*分割返済部分につきましては、分割返済回数に応じて、次の係数が適用されます。

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
2回～6回	0.700	0.770
7回～12回	0.650	0.715
13回～24回	0.600	0.660
24回超	0.550	0.605

## ■信用保証料のお支払い方法

### 1. 一括支払いの場合

貸付実行時に金融機関にてお支払いいただきます。

### 2. 分割支払いの場合

貸付金額1,500万円超かつ保証期間2年超の保証(特定社債保証等、一部の保証を除く。)であって、お客様のお申し出がある場合には、信用保証料を分割してお支払い(年払い)いただくことが可能です。

#### 【分割支払いに際してご留意いただくこと】

- ・信用保証料の総額に分割割合を乗じた額を各年度にお支払いいただきます。
- なお、分割割合・分割回数は、保証期間に応じて下表のとおりです。
- ・分割支払いをご希望の場合は、保証申込時にお申し出ください。
- ・口座振替等所定の事務手続が必要となります。

(単位:%)

保証期間	分割回数	分割してお支払いいただく割合													
		貸付実行時	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目
2年超～4年以内	2回	75	25												
4年超～6年以内	3回	60	30	10											
6年超～8年以内	4回	45	35	15	5										
8年超～10年以内	5回	35	30	20	10	5									
10年超～12年以内	6回	30	20	20	15	10	5								
12年超～14年以内	7回	25	20	20	15	10	5	5							
14年超～16年以内	8回	20	20	15	15	10	10	5	5						
16年超～18年以内	9回	20	20	15	15	10	5	5	5	5					
18年超～20年以内	10回	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2				
20年超～22年以内	11回	15	15	15	10	10	10	10	5	5	3	2			
22年超～24年以内	12回	15	15	15	10	10	10	5	5	5	3	2			
24年超～26年以内	13回	15	15	15	10	10	5	5	5	5	3	2			
26年超～28年以内	14回	15	15	10	10	10	5	5	5	5	5	3	2		
28年超～	15回	15	15	10	10	5	5	5	5	5	5	5	3	2	

## ■信用保証料の返戻

信用保証料は違算を除き返戻しないのが原則ですが、最終履行期限前に完済された場合等で、お客様の取引状況等により当協会が適当と認めた場合、信用保証料の一部を返戻することがあります。

ただし、1,000円未満となる場合は返戻いたしません。

## ■信用保証料の精算

新規保証により、完済条件とされた既存分に信用保証料の返戻が発生した場合、原則として新規保証の信用保証料と精算(相殺)いたします。

保証付融資実行後、お客様の事情により返済方法を変更される場合には、変更後の返済金額や据置期間等に応じて信用保証料の再計算を行います。(原則、返済方法変更による信用保証料率の変更はなく、当初の保証料率が適用されます。)

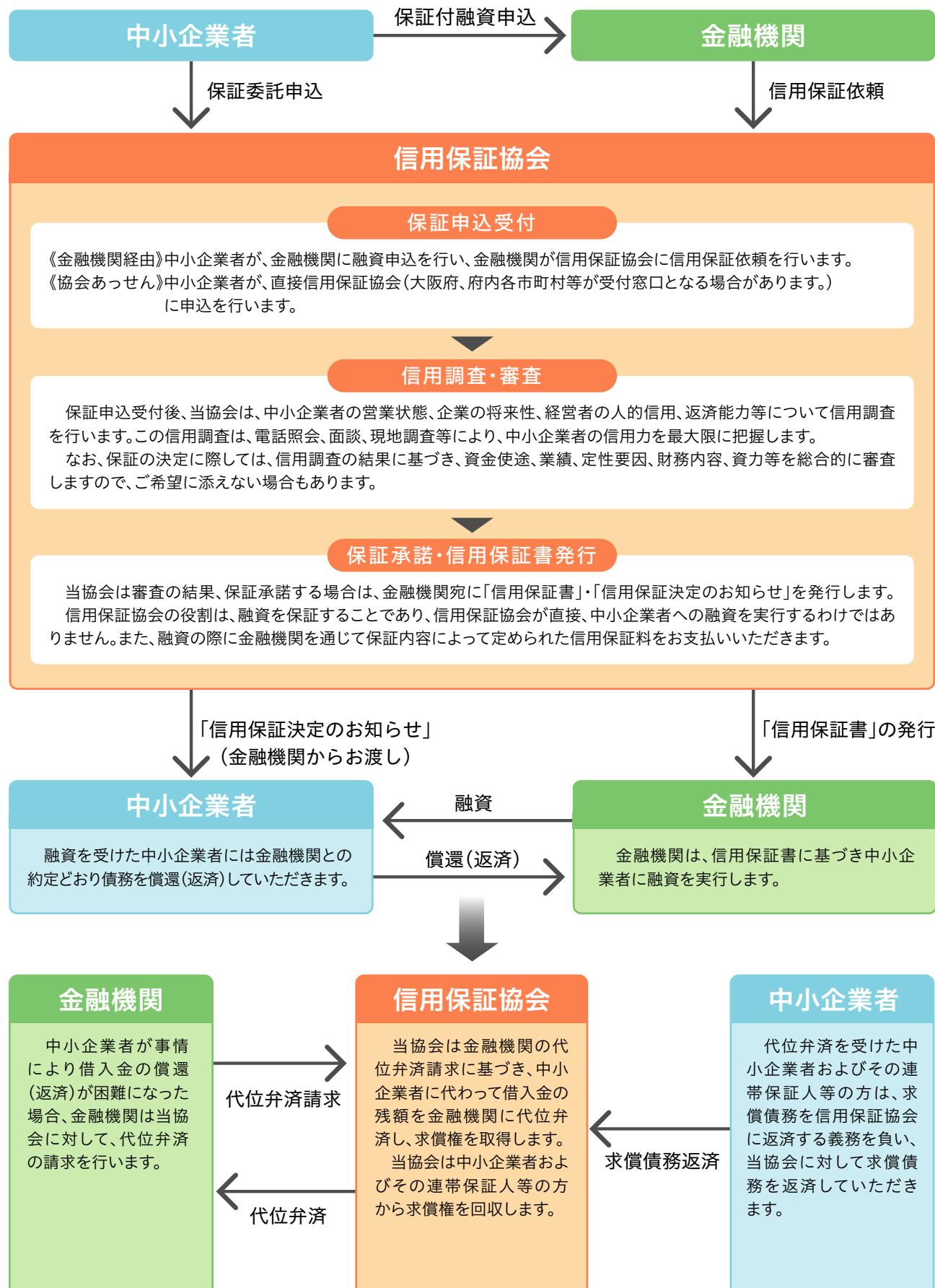
再計算により追加の信用保証料が発生した場合には、返済方法変更手続き時にお支払い(精算)いただきます。

## ■延滞保証料

保証付債務の返済が遅延し、最終履行期限を経過した場合、遅延日数および遅延保証金額に応じて、延滞保証料をお支払いいただきます。

**保証申込に際し、信用保証料のほかは、相談料・あっせん料・用紙代など一切いただきません。**

## 保証業務の流れ



## 主な金融機関経由保証

(令和3年4月現在)

金融機関経由保証は、大半が当協会80%、金融機関20%の負担割合となる責任共有制度の対象保証です。

- 融資限度額以外に、他の保証との合算限度の定めがあります。
- 保証により申込資格等が異なりますので、詳細は金融機関窓口または当協会窓口までお問い合わせください。

### ■一般保証

事業資金に対する保証です。

	有 担 保 保 証	無 担 保 保 証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期間	運転資金 原則7年以内 設備資金 20年以内	運転資金 原則5年以内 設備資金 7年以内
返済方法	原則分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.32%~1.62%	年0.45%~1.90%

○部分保証方式を選択している金融機関の場合、融資限度額が有担保保証2億5,000万円(組合5億円)、無担保保証1億円となります。

### ■小口零細企業保証

小規模企業者(常時使用する従業員数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業および娯楽業を除く)5人以下))の方を対象とした保証です。

融資限度額	期 間	返済方法	貸付利率	責任共有外保証料率
2,000万円  〔保証協会の既存保証付融資残高 (根保証においては、融資限度額) との合計で2,000万円〕	一般保証に 準じます。	原則分割返済	金融機関所定	有担保保証 年0.40%~2.10% 無担保保証 年0.50%~2.20% 〔付保する保険の種類により年 1.00%となる場合があります。〕

○本保証は、責任共有制度対象外(100%保証)の保証となります。

### ■当座貸越(貸付専用型)根保証、事業者カードローン当座貸越根保証

反復継続的に安定した資金に対する保証です。

	当座貸越(貸付専用型)根保証		事業者カードローン当座貸越根保証	
	無 担 保 保 証	有 担 保 保 証	無 担 保 保 証	(有 担 保 保 証)
融資限度額	100万円以上 5,000万円まで	100万円以上 2億円まで	100万円以上 2,000万円まで	
期間	1年または2年 <1年または2年ごとに更新>		1年または2年 <1年または2年ごとに更新>	
返済方法	約定返済または随時返済		約定返済または随時返済	
貸付利率	金融機関所定		金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.39%~1.62%	年0.29%~1.52%	年0.39%~1.62%	(年0.29%~1.52%)

○部分保証方式を選択している金融機関の場合、当座貸越(貸付専用型)根保証の融資限度額は、無担保保証125万円以上6,250万円まで、有担保保証125万円以上2億5,000万円までとなります。また、事業者カードローン当座貸越根保証では、125万円以上2,500万円までとなります。

○事業者カードローン当座貸越根保証は、原則、無担保保証として取扱いしております。

○本保証の更新は、保証期間の延長の条件変更申込となります。また、当初の保証(始期)より満5年を経過している場合には、原則として既存分を決済条件とする新規申込をする必要があります。

## ■セーフティネット保証(1号～8号)

取引先企業等の倒産、自然災害等により、経営の安定に支障を生じている方を支援する保証で、通常の保証限度額とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

### (セーフティネット保証の保証限度額)

有担保保証	2億円(組合4億円) (6号認定については3億円)
無担保保証	8,000万円
特別小口保証(※)	2,000万円

### (一般の保証限度額)

有担保保証	2億円(組合4億円)
無担保保証	8,000万円
特別小口保証(※)	2,000万円

(※)特別小口保証は、他の保証と併用してのご利用はできません。

○ご利用には市町村長の認定(中小企業信用保険法第2条第5項第1～8号に基づく認定)が必要です。

○認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご照会ください。

## ■危機関連保証

大規模な経済危機や災害等により影響を受けた中小企業者の経営安定のための保証で、通常の保証限度額、セーフティネット保証の保証限度とは別枠でご利用いただける特例の保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期間	10年以内	
返済方法	原則均等分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有外保証料率	年0.80%	

○ご利用には市町村長の認定(中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定)が必要です。

○認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご照会ください。

## ■伴走支援型特別保証

金融機関が継続的な伴走支援を行うことで、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者の資金繰りの円滑化を図るための保証です。

融資限度額	4,000万円
期間	10年以内(一括返済の場合は1年内)
返済方法	一括返済または分割返済
貸付利率	金融機関所定
保証料率	年0.85% ただし、本制度固有の要件に該当し、経営者を連帯保証人としない場合は年1.05%

○ご利用には市町村長の認定((中小企業信用保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症による)、中小企業信用保険法第2条第5項第5号(売上高等15%以上減少)、中小企業信用保険法第2条第6項(新型コロナウイルス感染症による)に基づく認定))が必要です。

○認定手続きについては、各市町村の中小企業金融担当課にご照会ください。

○貸付実行時に中小企業者の方がお支払いいただく信用保証料は、保証料率0.20%相当額になります。差額の信用保証料については、国が補助します。

## ■特定社債保証

中小企業の方(株式会社等)が発行する特定の社債に対する保証です。

発行限度額	期間	返済方法	責任共有保証料率
3,000万円以上5億6,000万円まで  うち無担保は 2億5,000万円まで	2年以上 7年以内	期限一括償還 または定期償還	有担保保証 年0.32%～1.62% 無担保保証 年0.45%～1.90%

○保証割合が当協会80%、金融機関100%の共同保証形式です。

○社債利率・諸手数料は金融機関所定となります。

○他の有担保・無担保保証(経営安定関連保証を除く。)と合算して保証金額5億円の範囲内で取扱います。

○取扱いは当協会と覚書を締結している金融機関に限られます。

## ■流動資産担保融資保証

中小企業者が有する売掛債権や棚卸資産を担保とした融資に対する保証です。

融資限度額	期間	返済方法	貸付利率	責任共有保証料率
2億5,000万円	根保証1年 (個別保証1年内)	根保証 約定返済または随時返済 個別保証 原則、返済引当とした売掛債権の支払期日に一括返済	金融機関所定	年0.68%

○保証割合は、保証協会80%・金融機関20%となります。

## ■財務要件型無保証人保証

一定の財務要件の下で、経営者保証を不要とすることにより、中小企業者の積極的な設備投資および事業拡大を促すことを目的とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期間	7年以内(一括返済の場合は2年以内)(※)	
返済方法	一括返済または分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.32%~1.62%	年0.45%~1.90%

(※)設備資金を含む場合は10年以内となります。

## ■事業承継特別保証

事業承継時に経営者保証でお困りの方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期間	10年以内(一括返済の場合は1年以内)	
返済方法	一括返済または分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.32%~1.62%	年0.45%~1.90%
	経営者保証コーディネーター(※)の確認を受けた場合 年0.20%~1.15%	

(※)経営者保証コーディネーターとは

経済産業省の委託を受けた事業承継ネットワーク事務局に常駐する専門家で、事業承継時の経営者保証解除に係る支援業務を行います。

他にも、当協会では事業承継の形態に応じた保証制度を用意しています。

- ・事業承継サポート保証
- ・経営承継関連保証
- ・特定経営承継関連保証
- ・経営承継準備関連保証
- ・特定経営承継準備関連保証
- ・経営承継借換関連保証

## ■条件変改善善型借換保証

条件変更を実施しているため前向きな金融支援を受けることが難しい方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円
期間	15年以内	
返済方法	原則均等分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.32%~1.62%	年0.45%~1.90%

## ■事業再生計画実施関連保証(通称:経営改善サポート保証)

「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従って、事業再生を行う方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円 特別小口保証 2,000万円
期間	一括返済:1年以内 分割返済:15年以内	
返済方法	一括返済または分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
保証料率	責任共有対象保証 年0.80% 責任共有対象外保証 年0.90%	

## ■事業再生計画実施関連保証(通称:経営改善サポート保証)【感染症対応型】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している中、「経営サポート会議」での検討等により作成した事業再生に係る計画に従つて、事業再生を行う方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円(組合4億円)	8,000万円 特別小口保証 2,000万円
期間	一括返済:1年以内 分割返済:15年以内	
返済方法	一括返済または分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
保証料率	【責任共有対象保証】 年0.80% ただし、本制度固有の要件に該当し、経営者を連帯保証人としない場合は年1.00% 【責任共有対象外保証】 年1.00% ただし、本制度固有の要件に該当し、経営者を連帯保証人としない場合は年1.20%	

○貸付実行時に中小企業者の方がお支払いいただく信用保証料は、保証料率0.20%相当額になります。差額の信用保証料については、国が補助します。

## ■金融機関連携型創業関連保証、金融機関連携型創業等関連保証

金融機関との連携保証制度で、創業または創業後5年未満に必要な資金に対する保証です。

	金融機関連携型創業関連保証(ES保証)	金融機関連携型創業等関連保証(ES保証プラス)
融資限度額	2,000万円 合計 3,500万円	1,500万円
期間	10年以内	
返済方法	均等分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有外保証料率	年0.70%	年0.80%

○保証期間は取扱金融機関により異なります。

○事業開始前もしくは事業開始後1年未満の方は、保証料率を0.10%引き下げします。

## ■提携保証

金融機関との連携保証制度で、金融機関における一定基準を満たした方を対象とした保証です。

	有担保保証	無担保保証
融資限度額	2億円	8,000万円(※1)
期間	30年以内	7年以内(※2)
返済方法	原則均等分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.28%~1.44%(※3)	年0.45%~1.90%

(※1)無担保保険8,000万円、普通保険8,000万円の範囲内となります。

(※2)設備資金のみの場合またはプロパー貸付の同時実行を保証条件とする場合は10年以内となります。

(※3)平成30年度より提携有担保保証については、20%の割引を実施しています。

○主な提携保証の有担保保証は、CSジョイント保証となります。また主な提携保証の無担保保証は、CSファンド保証となります。

## ■金融機関連携型事業性評価融資保証

金融機関との連携保証制度で、中小企業者の状況等を十分に把握し、事業内容や成長可能性など事業性評価による保証です。

	一般型(FF保証)	ランクアップ型(※)(FR保証)
融資限度額	8,000万円	
期間	10年以内	15年以内
返済方法	均等分割返済	
貸付利率	金融機関所定	
責任共有保証料率	年0.45%~1.90%	年0.40%~1.71%

(※)条件変更先である等の理由により新たな資金調整で困難であるものの、生産性や収益力を高める事業計画を有している方が対象となります。

\*\*\* 大阪信用保証協会 Webサイト \*\*\*  
(保証制度等についてご案内しております。)

大阪信用保証協会 検索



## 主な大阪府中小企業向け融資制度保証

(令和3年4月現在)

融資制度名		保証対象	融資限度額	保証期間	貸付利率(年)	受付窓口
開業サポート資金	開業資金	創業に関する具体的な計画を有し、新たに事業を営むために必要な準備を現に行っている方または事業開始後5年未満の方	合計3,500万円	7年以内	1.40%※	当協会 大阪府商工労働部 中小企業支援室金融課 大阪府内各市町村 中小企業金融担当課 (大阪市を除く。) 取扱金融機関
	地域支援ネットワーク型	開業資金の要件に加え、主たる事務所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で、取扱金融機関本支店での利用を希望し、融資後3年間金融機関および商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることが可能な方				地域支援ネットワーク型取扱金融機関
サ小ボ規模ト企資金業	小規模資金	大阪府内において、原則として同一場所で6か月以上引き続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を確認することが可能な小規模企業者の方	2,000万円 (信用保証協会の既存保証付融資残高との合計で2,000万円以内)	7年以内	1.60% 1.40%	原則取扱金融機関 地域支援ネットワーク型取扱金融機関
	地域支援ネットワーク型	小規模資金の要件に加え、主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域で、取扱金融機関本支店での利用を希望し、融資後3年間金融機関および商工会・商工会議所等によるフォローアップを受けることが可能な方				
サ経ボ宮ト安資金定	経営安定資金(1号~6号認定)	中小企業信用保険法第2条第5項第1号~6号の認定を受けた方	2億円 (うち無担保8,000万円) 5号は原則無担保8,000万円	7年以内	金融機関所定	取扱金融機関
	経営安定資金(危機関連)	中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた方				
新型コロナウイルス感染症対応緊急資金		次の①~③のいずれかに該当する方 ①新型コロナウイルス感染症の影響により最近1か月の売上高が前年同月に比して10%以上減少している方(要件確認書類が必要になります。) ②新型コロナウイルス感染症により中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた方(市町村長の認定書が必要になります。) ③中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた方(市町村長の認定書が必要になります。) (注)①の要件確認書類および②③の認定書において、業歴が3か月以上かつ1年1か月末満の中企業者等で、最近の売上高等と前年の売上高等を比較できない場合であっても、同感染症の影響により、売上高等が一定以上減少している場合にも本保証の対象となるよう、基準が緩和されています。	①2億円 (うち無担保8,000万円) ②③は①とは別に合計2億円 (うち無担保8,000万円)	7年以内	1.20%	取扱金融機関
新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金		次の①~③のいずれかに該当する方 ①新型コロナウイルス感染症により中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた方(市町村長の認定書が必要になります。) ②中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた方(売上高等減少率が15%以上に限ります。また、市町村長の認定書が必要になります。) ③新型コロナウイルス感染症により中小企業信用保険法第2条第6項の認定を受けた方(市町村長の認定書が必要になります。)				

(※)女性・若者・シニア・UJターンに該当される方は、貸付利率が0.20%引き下げされます。

\*上記の保証の保証料率について、原則9区分の弾力化料率が適用されます。

ただし、開業サポート資金、経営安定サポート資金については定率の保証料率が適用されます。また、新型コロナウイルス感染症対応緊急資金、新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金、チャレンジ応援資金の中の一部の制度についても定率の保証料率の適用があります。

\*新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金については、国による信用保証料補助があります。

\*個別の融資限度額以外に、他の保証との合算限度の定めがあります。また、特例等により利用条件等別の定めがあります。

詳細は、大阪府商工労働部中小企業支援室金融課、当協会、もしくは取扱金融機関までお問い合わせください。

\*\*\*大阪府商工労働部中小企業支援室金融課 Webサイト\*\*\*  
(融資制度等についてご案内しています。)

大阪府 金融課 検索

当協会の概要  
中期事業計画と  
経営計画当協会の  
取組み  
しくみ  
信用保証の個人情報保護宣言  
コンプライアンス信用保証の  
利用概要事業報告  
令和2年度

信用保証実績

組織機構

本店支店と  
保証業務区域お問い合わせ  
窓口

# 信用保証の利用概要

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画

当協会の  
取組み

信用保証の  
しくみ

個人情報保護宣言  
・コンプライアンス

信用保証の  
利用概要

令和2年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域

窓口  
お問い合わせ

融資制度名	保証対象		融資限度額	保証期間	貸付利率(年)	受付窓口	
チヤレンジ応援資金	法認定型	経営環境変化等に対応するため、次のいずれかの計画承認を受けた方 ①経営革新計画 ②地域経済牽引事業計画 ③特定研究開発等計画 (注)「特定研究開発等計画」は令和2年10月1日で廃止となりました。ただし、経過措置として、同計画廃止前に認定を受けている方は利用可能となります。		2億円(組合4億円) (うち無担保8,000万円)	運転 7年以内 設備 20年以内 (無担保 7年以内)	金融機関所定	取扱金融機関
		金融機関提案型 各取扱金融機関の定める要件に該当する方		金融機関所定 (一般保証の範囲内)	金融機関所定	取扱金融機関	
	経営力強化資金 金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画を策定し、その計画の実施状況を金融機関に対し報告することが可能な方		2億円(組合4億円) (うち無担保8,000万円)	運転 5年以内 設備 7年以内 (借換資金を含む場合は10年以内)	金融機関所定	取扱金融機関	
	一般型 計画認定型	経営基盤の強化等に必要な設備を導入し、融資後金融機関等によるサポートを受けることが可能な方		2億円 (うち無担保8,000万円)			
		一般型の条件に加え、次のいずれかに該当する方 ①中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画にかかる新事業活動を営む方 ②生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に基づき、先端設備等の導入を図る方 ③中小企業強靭化法に規定する認定事業継続力強化計画に基づき事業を行う方 ④中小企業強靭化法に規定する認定連携事業継続力強化計画に基づき事業を行う方		①2億円 (うち無担保8,000万円) ②2億円 (うち無担保8,000万円) ③2億円 (うち無担保8,000万円) ④2億円 (うち無担保8,000万円)	有担保:20年以内 無担保:10年以内	1.20%以下の 金融機関所定 (固定金利)	
	SDGsビジネス支援資金 SDGsの取組みに関する事業計画を策定し、その実行に取組む方で、計画に記載した目標の達成状況を自己評価し、金融機関および信用保証協会に対し報告することが可能な方		2億円 (うち無担保8,000万円)	7年以内	1.40%以下の 金融機関所定 (固定金利)	取扱金融機関	
	無保証人型 事業承継支援資金	次のア～エのすべての要件を満たし、以下の①、②のいずれかに該当する方 ア 資産超過であること イ 返済緩和中でないこと ウ EBITDA有利子負債倍率(*)10倍以内 ＊(借入金・社債 - 現預金)/(営業利益+減価償却費) エ 法人と経営者の分離がなされていること ①3年内に事業承継を予定する「事業承継計画」を有する法人 ※複数回利用する場合は、1回目の保証日から3年内に保証申込を行うものに限ります。 ②代表者が中小企業者の金融機関からの借り入れによる債務を保証していることにより、事業活動の継続に支障が生じているとして、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者				取扱金融機関 (与信取引のある金融機関に限ります。)	
		次の①～⑤のいずれかに該当する方 ①中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者 ②中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者の代表者個人 ③事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者 ④事業活動の継続に支障が生じている他の中小企業者の経営の承継を実施するため、中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた事業を営んでいない個人 ⑤事業会社の株主等から株式・事業用資産等を買い取るため、新たに設立された持株会社		2億円 (うち無担保8,000万円) 無保証人型②および 計画承認型①③は、 それぞれ別に2億円 (うち無担保8,000万円)	10年以内	1.40%以下の 金融機関所定 (固定金利)	
	計画承認型			利用資格①～④ 運転資金10年以内 設備資金15年以内 利用資格⑤ 有担保:20年以内 無担保:15年以内			取扱金融機関

## 令和2年度事業概況

### 事業計画/実績

(単位:百万円)

	令和2年度経営計画	令和2年度実績		令和3年度経営計画
		金額	対計画比	
保証承諾	800,000	3,238,712	404.8%	1,000,000
保証債務残高	2,050,000	4,061,145	198.1%	3,680,000
代位弁済	40,000	25,010	62.5%	60,000
実際回収	10,300	10,539	102.3%	9,500

### 収支計画/実績(全体)

(単位:百万円)

	令和2年度経営計画	令和2年度実績		令和3年度経営計画
		金額	対計画比	
経常収入	24,727	35,590	143.9%	41,125
経常支出	18,494	22,812	123.3%	25,026
経常収支差額	6,233	12,778	205.0%	16,099
経常外収入	49,312	41,262	83.7%	69,594
経常外支出	52,825	53,283	100.9%	76,293
経常外収支差額	△ 3,513	△ 12,021	—	△ 6,699
制度改革促進基金取崩額	0	0	—	0
当期収支差額	2,720	757	27.8%	9,400

当協会の概要

中期事業計画と  
経営計画当協会の  
取組み信用保証の  
しくみ個人情報保護宣言・  
コンプライアンス信用保証の  
利用概要令和2年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店・支店と  
保証業務区域窓口  
お問い合わせ

## 令和2年度貸借対照表

## 貸借対照表

(単位:千円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
現金	575	基本財産	126,785,816
預け金	76,830,833	制度改革促進基金	0
金銭信託	0	収支差額変動準備金	44,627,107
有価証券	242,328,449	責任準備金	24,395,126
その他有価証券	460,875	求償権償却準備金	2,744,441
動産・不動産	5,191,144	退職給与引当金	4,973,979
損失補償金見返	254,101,354	損失補償金	254,101,354
保証債務見返	4,061,145,370	保証債務	4,061,145,370
求償権	6,162,786	求償権補てん金	0
譲受債権	0	借入金	0
雑勘定	8,465,618	雑勘定	135,913,810
合 計	4,654,687,003	負債及び正味財産合計	4,654,687,003

上表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した貸借対照表ですが、よりご理解いただくため、一般企業における貸借対照表の表示等に置き換えると次表のようになります。

(単位:千円)

借 方			貸 方		
科 目	金 額	構成比	科 目	金 額	構成比
<b>【資産】</b>			<b>【負債】</b>		
現金・預け金	76,831,408	22.8%	責任準備金	24,395,126	7.2%
金銭信託	0	0.0%	退職給与引当金	4,973,979	1.5%
有価証券	242,328,449	72.0%	借入金	0	0.0%
その他有価証券	460,875	0.1%	雑勘定	135,913,810	40.4%
動産・不動産	5,191,144	1.5%	(未経過保証料)	(134,645,083)	(40.0%)
求償権	6,162,786	1.8%	(その他)	(1,268,727)	(0.4%)
求償権償却準備金	△ 2,744,441	△ 0.8%	<b>負債合計</b>	<b>165,282,915</b>	<b>49.1%</b>
雑勘定	8,465,618	2.5%	<b>【正味財産】</b>		
(未経過保険料)	(7,714,377)	(2.3%)	基本財産	126,785,816	37.7%
(その他)	(751,241)	(0.2%)	(基金)	(118,408,935)	(35.2%)
			(基金準備金)	(8,376,882)	(2.5%)
			制度改革促進基金	0	0.0%
			収支差額変動準備金	44,627,107	13.3%
			<b>正味財産合計</b>	<b>171,412,923</b>	<b>50.9%</b>
<b>合 計</b>	<b>336,695,838</b>	<b>100.0%</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>336,695,838</b>	<b>100.0%</b>

保証債務見返(借方)・保証債務(貸方)4,061,145,370千円、損失補償金見返(借方)・損失補償金(貸方)254,101,354千円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため、この表から除いています。

## (基本財産の造成)

(単位:千円)

令和元年度末時点の基本財産	126,235,002
令和2年度中の出捐金受入	0
令和2年度中の金融機関等負担金受入	172,500
収支差額からの繰入	378,315
令和2年度末時点の基本財産	126,785,816

## 図解 令和2年度決算(貸借対照表)

[単位:億円]

( )内は前年度数値を表します

借方	貸方
【現金・預け金】 (内訳) 定期預金 430億円 等	● 現金・預け金 768(455)
【有価証券等】 (内訳) 国 債 0 地方債 830億円 社 債 1,591億円 株式(サービスー等出資金) 1億円 ファンド出資 5億円	● 有価証券等 2,428(1,835)
【求償権】	● 動産・不動産 52(43)
【未経過保険料】	● 求償権 62(92)
	● 未経過保険料 77(53)
	● その他 8(16)
	● 基本財産 1,268(1,262)
	● 収支差額変動準備金 446(442)
	● 責任準備金 244(133)
	● 求償権償却準備金 27(38)
	● 退職給与引当金 50(49)
	● 保険・損補納付金 10(11)
	● 未経過保証料 1,346(557)
	● その他 2(2)

※保証債務見返(借方)・保証債務(貸方)40,611億円、損失補償金見返(借方)・損失補償金(貸方)2,541億円は、備忘勘定で借方・貸方同額のため図から除いています。

## 令和2年度収支計算書

## 収支計算書

(単位:千円)

科 目	金 額
経常収入	35,589,680
保証料	30,437,495
預け金利息	94,775
有価証券利息配当金	1,469,593
延滞保証料	14,594
損害金	266,144
責任共有負担金	2,946,809
その他	360,269
経常支出	22,811,819
業務費	7,391,778
借入金利息	0
信用保険料	14,934,442
責任共有負担金納付金	459,340
雑支出	26,259
<b>経常収支差額</b>	<b>12,777,861</b>
経常外収入	41,261,720
償却求償権回収金	1,161,277
責任準備金戻入	13,284,579
求償権償却準備金戻入	3,799,991
求償権補てん金戻入	23,014,598
その他	1,274
経常外支出	53,282,952
求償権償却	26,103,587
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	18,362
退職金	5,700
責任準備金繰入	24,395,126
求償権償却準備金繰入	2,744,441
その他	15,736
<b>経常外収支差額</b>	<b>△ 12,021,232</b>
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
<b>当期収支差額</b>	<b>756,629</b>
収支差額変動準備金繰入額	378,315
基本財産繰入額	378,315

左表は、信用保証協会法施行規則等に基づいて作成した収支計算書ですが、よりご理解いただくため経常外収支について純増減額をわかりやすく表示すると下表のようになります。

経常外収支	
科 目	金 額
償却求償権回収金	1,161,277
責任準備金	
戻入	13,284,579
繰入	△ 24,395,126
(当期純戻入額)	(△ 11,110,547)
求償権償却準備金	
戻入	3,799,991
繰入	△ 2,744,441
(当期純戻入額)	(1,055,551)
求償権償却	
求償権償却	△ 26,103,587
求償権補てん金戻入	23,014,598
(保険金)	(20,264,183)
(損失補償補てん金)	(2,750,415)
(当期自己償却額)	△ 3,088,989
その他	△ 38,523
<b>経常外収支差額</b>	<b>△ 12,021,232</b>

\*① + ② + ③ + ④ + ⑤ = ⑥となります。

## 図解 令和2年度決算(収支計算書)

[単位:億円]

( )内は前年度数値を表します



## キャッシュ・フロー計算書(要約)

※信用保証協会法上、信用保証協会はキャッシュ・フロー計算書の作成は求められていませんが、当協会経営の透明性を確保する観点から、以下のとおりキャッシュ・フロー計算書を公表しています。

《表-1 キャッシュ・フロー計算書(要約)》

(単位:千円)

項目		令和2年度	令和元年度
事業活動によるキャッシュ・フロー	A	(*)1 91,383,295	6,367,941
投資活動によるキャッシュ・フロー	B	△ 63,246,722	△ 6,872,671
財務活動によるキャッシュ・フロー	C	172,500	229,000
現金および現金同等物の増加額	D = A + B + C	28,309,074	△ 275,730
現金および現金同等物の期首残高		5,522,335	5,798,065
現金および現金同等物の期末残高		33,831,408	5,522,335

(\*)1表-2は、よりご理解いただくために、事業活動によるキャッシュ・フローについて、信用保証協会業務の特性を踏まえた項目に区分し表示しています。

《表-2 事業活動によるキャッシュ・フロー》

(単位:千円)

項目		令和2年度	令和元年度
保証料・保険料にかかるキャッシュ・フロー	a	92,063,381	11,707,401
当期に受領した保証料等		109,360,936	22,647,011
当期に支出した信用保険料		△ 17,297,555	△ 10,939,610
代位弁済・求償権にかかるキャッシュ・フロー	b	4,062,169	△ 938
当期に支出した代位弁済金		△ 25,009,812	△ 36,563,003
当期に受領した求償権補てん金		23,236,555	30,117,484
当期に受領した求償権回収金等		3,347,957	4,076,333
当期に受領した責任共有負担金		2,946,809	2,707,712
当期に支出した責任共有負担金納付金		△ 459,340	△ 339,464
業務費等にかかるキャッシュ・フロー	c	△ 6,329,598	△ 6,882,552
当期に支出した業務費等		△ 7,141,004	△ 6,988,390
その他		811,405	105,839
主たる業務収支にかかるキャッシュ・フロー 計	d = a + b + c	89,795,951	4,823,912
当期に受領した預け金利息・有価証券利息・配当金	e	1,587,344	1,544,029
当期に支出した借入金利息	f	0	0
事業活動によるキャッシュ・フロー	g = d + e + f	91,383,295	6,367,941

## 令和2年度信用保険・損失補償

### ■信用保険料・保険金受領額・保険金納付額・保険収支額

(単位:千円)

信 用 保 険 料(A)	信用保険契約に基づき、協会が公庫に保険料として支払った額	17,592,138
保 険 金 受 領 額(B)	代位弁済により、協会が公庫から保険金として受領した額	21,529,897
保 険 金 納 付 額(C)	代位弁済した求償債権の回収金を保険金の受領割合に応じて公庫に納付した額	7,655,031
<b>保険収支額(A + C - B)</b>		<b>3,717,271</b>

\*上記以外に、責任共有負担金納付金として、459,340千円を日本政策金融公庫に納付しています。

### ■損失補償金受領額・損失補償金納付額(大阪府)

(単位:千円)

損失補償金受領額(A)	代位弁済により、協会が大阪府から損失補償金として受領した額	1,485,577
損失補償金納付額(B)	代位弁済した求償債権の回収金を損失補償金の受領割合に応じて大阪府に納付した額	395,450
<b>(A) - (B)</b>		<b>1,090,126</b>

### ■損失補償金受領額・損失補償金納付額(大阪市)

(単位:千円)

損失補償金受領額(A)	代位弁済により、協会が大阪市から損失補償金として受領した額	171,235
損失補償金納付額(B)	代位弁済した求償債権の回収金を損失補償金の受領割合に応じて大阪市に納付した額	195,979
<b>(A) - (B)</b>		<b>△ 24,745</b>

\*上記金額は、キャッシュフローベースのため、決算の数値とは異なります。

\*信用保険・損失補償についての解説は、P.34をご参照ください。

## 基本財産

基本財産とは、一般企業の自己資本に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の60倍(定款倍率)と定められています。したがって、中小企業者の保証需要に安定して応え、当協会の使命を果たしていくためには、基本財産の拡充が重要となります。

### 基本財産の構成

基本財産は、①基金および②基金準備金で構成されています。

- ①基金は、大阪府等からの拠出である出捐金(国からの基金補助金を含みます。)と金融機関等からの負担金で構成されています。
- ②基金準備金は、毎事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

### 基本財産の内訳

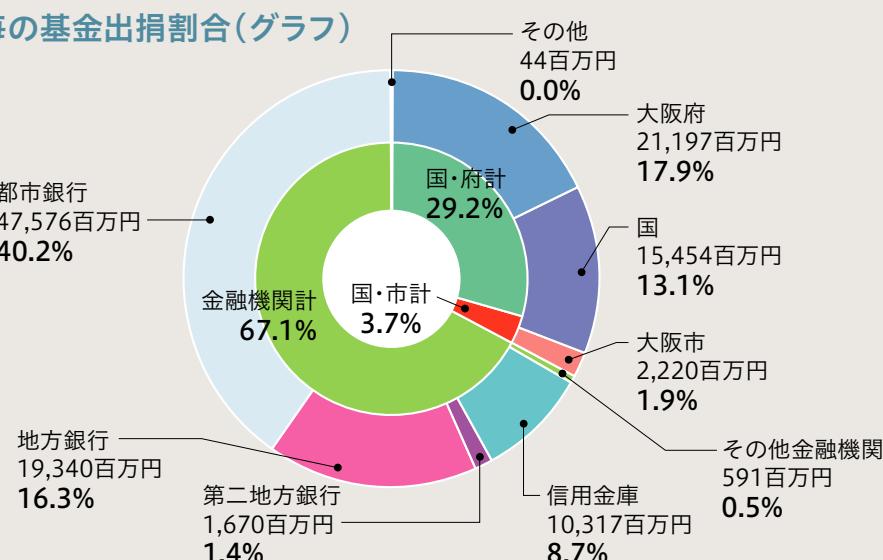
(令和3年3月31日現在)

基　　金	118,409百万円
基金準備金	8,377百万円
<b>基本財産計</b>	<b>126,786百万円</b>

#### 出捐機関毎の基金出捐割合(累計)

	金額	構成比
大阪府	21,197百万円	17.9%
国から大阪府への基金補助金	13,321百万円	11.2%
国から大阪市への基金補助金	2,133百万円	1.8%
大阪市	2,220百万円	1.9%
金融機関	79,494百万円	67.1%
その他	44百万円	0.0%
<b>合　　計</b>	<b>118,409百万円</b>	<b>100.0%</b>

#### ■出捐機関毎の基金出捐割合(グラフ)



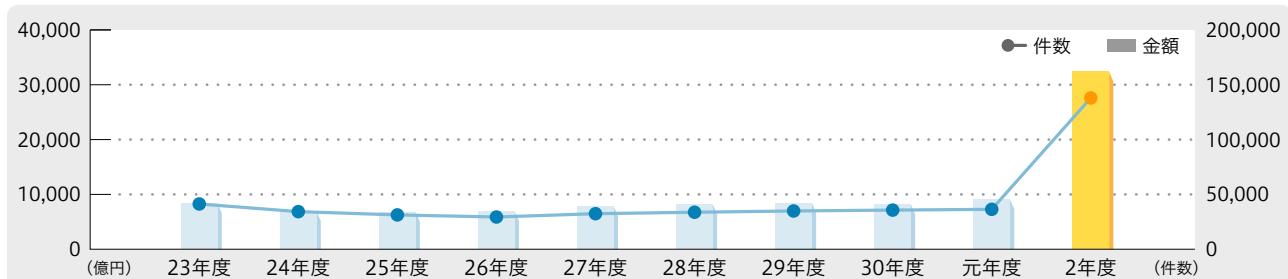
## 最近10ヵ年の事業概況

(単位:件・百万円)

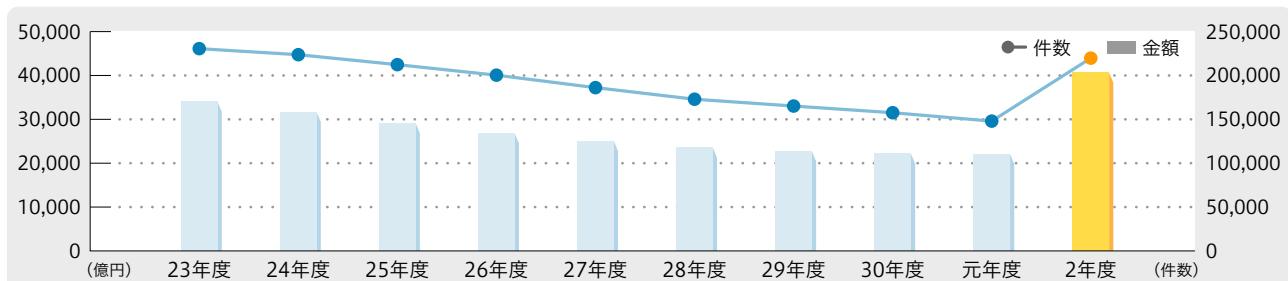
年度	保証承諾		保証債務残高		代位弁済		実際回収 金額
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
23年度	41,277	833,721	230,576	3,399,012	9,777	126,623	24,770
24年度	34,292	692,542	223,676	3,160,313	7,793	96,215	22,952
25年度	31,301	681,889	212,325	2,908,434	5,876	75,703	20,785
26年度	29,373	691,564	200,344	2,676,773	5,338	66,517	17,248
27年度	32,409	780,919	186,125	2,503,737	4,648	56,367	16,922
28年度	33,727	816,243	172,928	2,349,131	3,961	46,151	18,683
29年度	34,886	841,322	165,145	2,268,874	3,129	37,556	15,785
30年度	35,683	815,656	157,538	2,212,649	2,964	36,696	13,535
元年度	36,393	909,098	147,954	2,207,426	2,982	36,563	12,340
2年度	137,979	3,238,712	219,757	4,061,145	1,863	25,010	10,539

※実際回収=元金+損害金

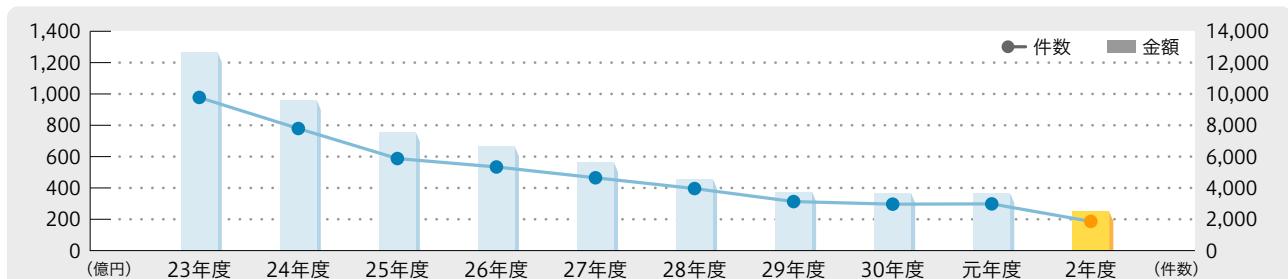
### ■保証承諾



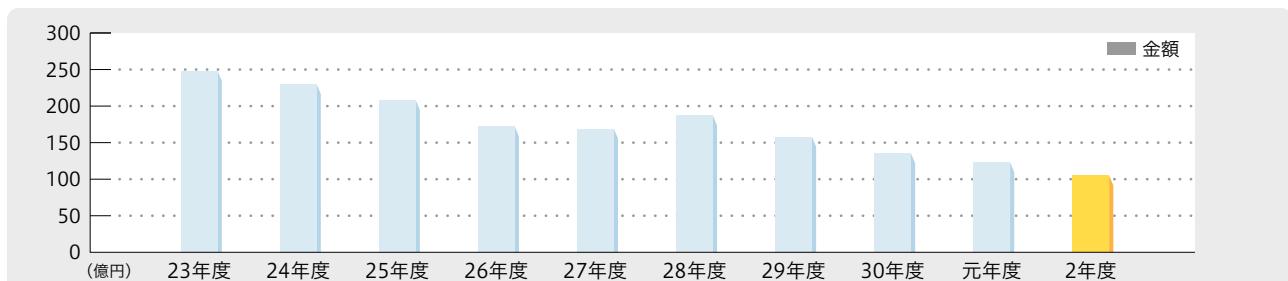
### ■保証債務残高



### ■代位弁済



### ■実際回収

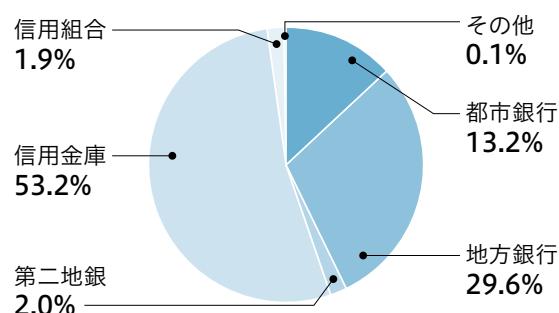


## 令和2年度 保証承諾

## ■金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

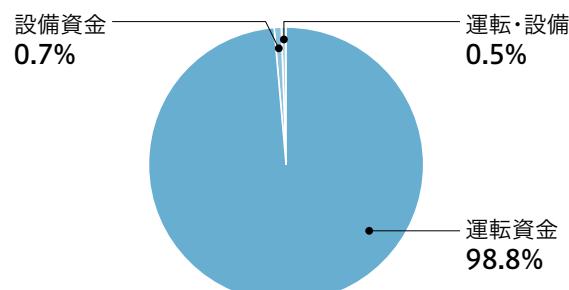
区分	件数	金額	構成比
都市銀行	13,561	427,556	13.2
地方銀行	34,540	958,337	29.6
第二地銀	2,507	64,178	2.0
信用金庫	82,970	1,723,776	53.2
信用組合	4,336	62,729	1.9
その他	65	2,136	0.1
合計	137,979	3,238,712	100.0



## ■資金使途別

(単位:件・百万円・%)

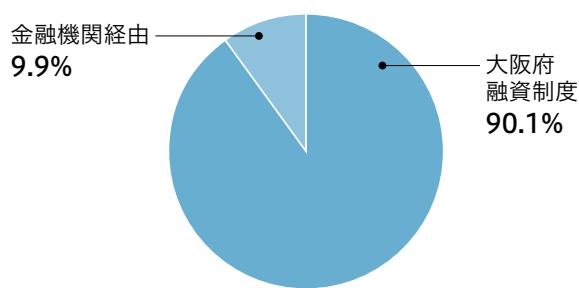
区分	件数	金額	構成比
運転資金	136,227	3,198,777	98.8
設備資金	927	23,698	0.7
運転・設備	825	16,238	0.5
合計	137,979	3,238,712	100.0



## ■制度別

(単位:件・百万円・%)

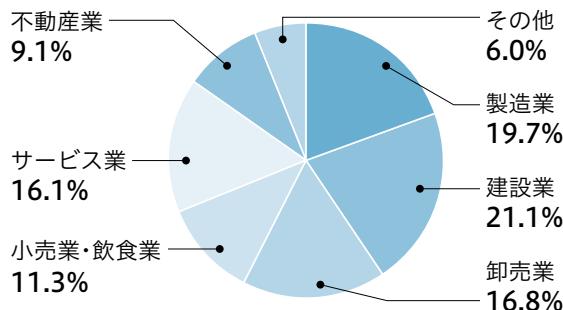
区分	件数	金額	構成比
大阪府融資制度	129,216	2,917,531	90.1
金融機関経由	8,763	321,181	9.9
合計	137,979	3,238,712	100.0



## ■業種別

(単位:件・百万円・%)

区分	件数	金額	構成比
製造業	26,570	637,551	19.7
建設業	29,036	682,408	21.1
卸売業	20,262	542,907	16.8
小売業・飲食業	19,008	365,984	11.3
サービス業	24,279	520,704	16.1
不動産業	11,656	295,945	9.1
その他	7,168	193,213	6.0
合計	137,979	3,238,712	100.0



# 令和2年度 保証承諾

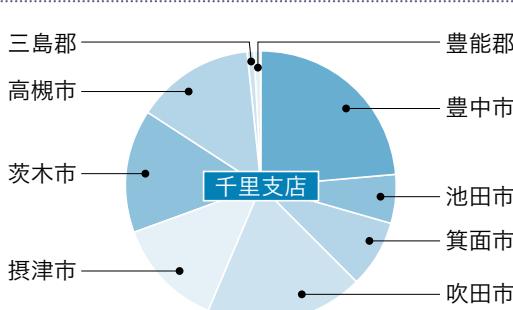
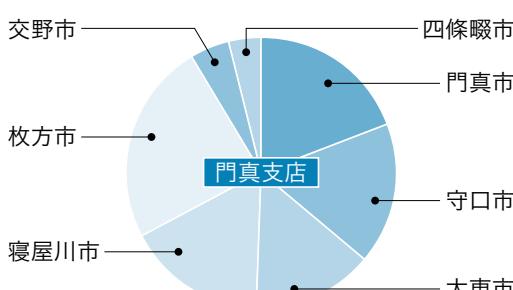
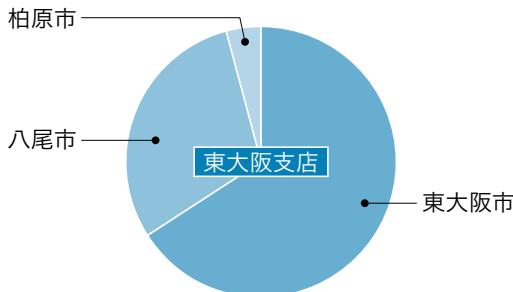
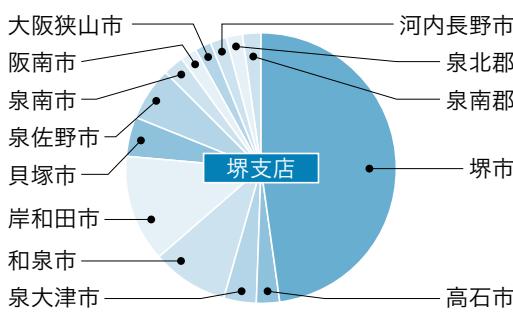
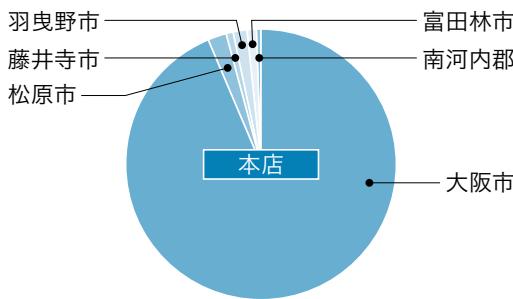
## ■地域別

(単位:件・百万円・%)

保証業務区域	区分	件数	金額	構成比	
					構成比
本店	大阪市	65,070	1,576,947	48.7	
	松原市	1,594	37,632	1.2	
	藤井寺市	583	13,237	0.4	
	羽曳野市	1,124	27,952	0.9	
	富田林市	803	19,558	0.6	
	南河内郡	260	6,139	0.2	
堺支店	堺市	10,027	238,227	7.4	
	高石市	663	14,506	0.4	
	泉大津市	919	20,212	0.6	
	和泉市	1,956	44,558	1.4	
	岸和田市	2,915	65,421	2.0	
	貝塚市	1,076	23,751	0.7	
	泉佐野市	1,332	32,240	1.0	
	泉南市	551	13,647	0.4	
	阪南市	449	9,473	0.3	
	大阪狭山市	375	8,653	0.3	
	河内長野市	444	9,701	0.3	
	泉北郡	326	8,130	0.3	
	泉南郡	448	9,300	0.3	
東大阪支店	東大阪市	11,183	262,014	8.1	
	八尾市	5,213	119,339	3.7	
	柏原市	711	16,429	0.5	
門真支店	門真市	2,190	52,546	1.6	
	守口市	2,020	44,768	1.4	
	大東市	1,754	39,779	1.2	
	寝屋川市	2,212	45,831	1.4	
	枚方市	3,371	65,937	2.0	
	交野市	633	12,713	0.4	
	四條畷市	508	10,086	0.3	
千里支店	豊中市	4,365	93,803	2.9	
	池田市	1,061	23,330	0.7	
	箕面市	1,322	30,789	1.0	
	吹田市	3,077	73,766	2.3	
	摂津市	2,151	52,112	1.6	
	茨木市	2,464	57,219	1.8	
	高槻市	2,577	54,935	1.7	
	三島郡	169	2,315	0.1	
	豊能郡	83	1,720	0.1	
	合計	137,979	3,238,712	100.0	

\*保証業務区域は、令和3年4月1日現在です。

## 保証業務区域・地域別\_承諾金額構成比

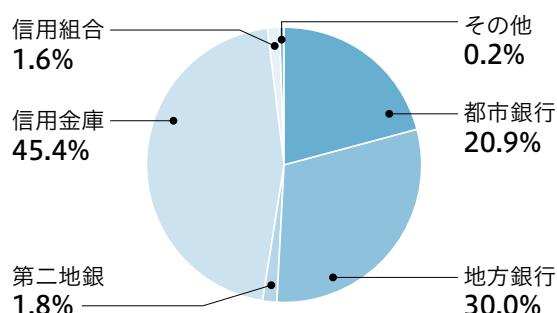


## 令和2年度 保証債務残高

## ■金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

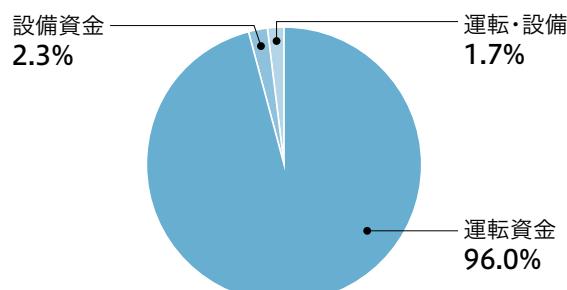
区分	件数	金額	構成比
都市銀行	38,351	850,641	20.9
地方銀行	60,966	1,220,272	30.0
第二地銀	3,673	71,917	1.8
信用金庫	109,998	1,844,916	45.4
信用組合	6,157	66,525	1.6
その他	612	6,874	0.2
合計	219,757	4,061,145	100.0



## ■資金使途別

(単位:件・百万円・%)

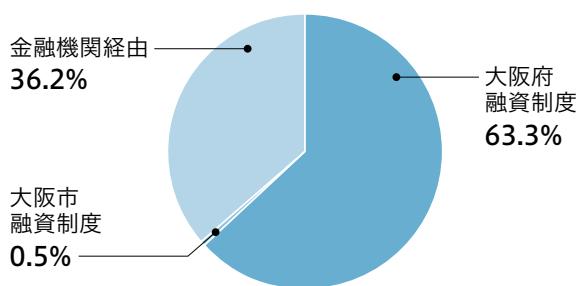
区分	件数	金額	構成比
運転資金	209,863	3,899,577	96.0
設備資金	5,384	93,830	2.3
運転・設備	4,510	67,739	1.7
合計	219,757	4,061,145	100.0



## ■制度別

(単位:件・百万円・%)

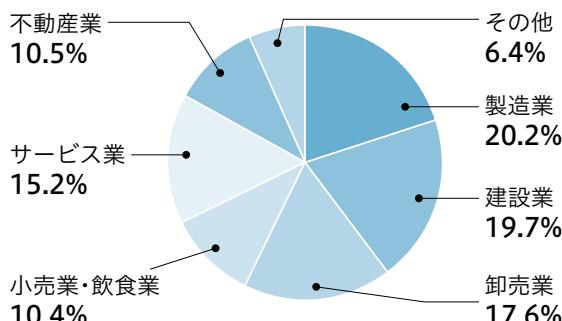
区分	件数	金額	構成比
大阪府融資制度	137,455	2,571,433	63.3
大阪市融資制度	2,481	19,659	0.5
金融機関経由	79,821	1,470,053	36.2
合計	219,757	4,061,145	100.0



## ■業種別

(単位:件・百万円・%)

区分	件数	金額	構成比
製造業	42,956	820,447	20.2
建設業	44,190	799,170	19.7
卸売業	35,138	714,954	17.6
小売業・飲食業	28,143	423,758	10.4
サービス業	37,777	616,343	15.2
不動産業	19,149	425,619	10.5
その他	12,404	260,855	6.4
合計	219,757	4,061,145	100.0

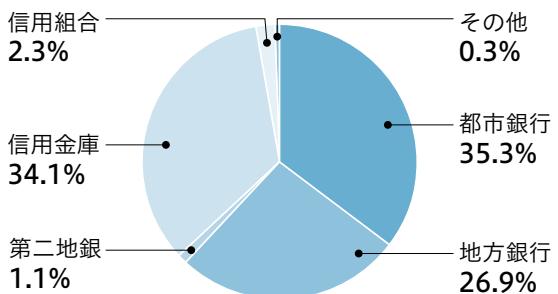


## 令和2年度 代位弁済

### ■金融機関群別

(単位:件・百万円・%)

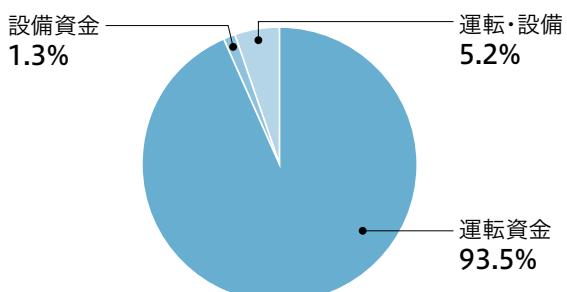
区分	件数	金額	構成比
都市銀行	464	8,829	35.3
地方銀行	544	6,724	26.9
第二地銀	25	276	1.1
信用金庫	773	8,529	34.1
信用組合	51	574	2.3
その他	6	77	0.3
合計	1,863	25,010	100.0



### ■資金使途別

(単位:件・百万円・%)

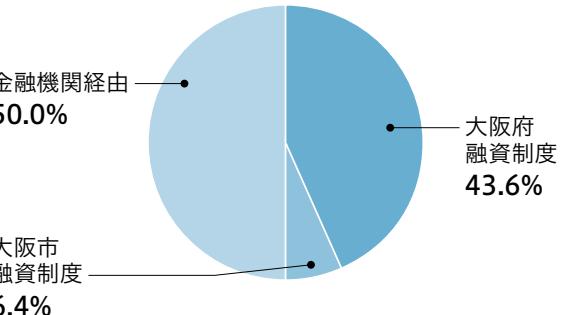
区分	件数	金額	構成比
運転資金	1,715	23,386	93.5
設備資金	46	331	1.3
運転・設備	102	1,293	5.2
合計	1,863	25,010	100.0



### ■制度別

(単位:件・百万円・%)

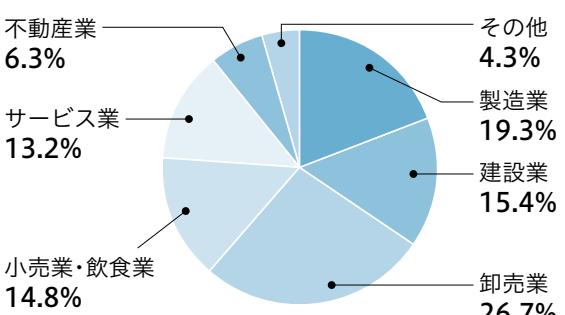
区分	件数	金額	構成比
大阪府融資制度	908	10,912	43.6
大阪市融資制度	171	1,598	6.4
金融機関経由	784	12,499	50.0
合計	1,863	25,010	100.0



### ■業種別

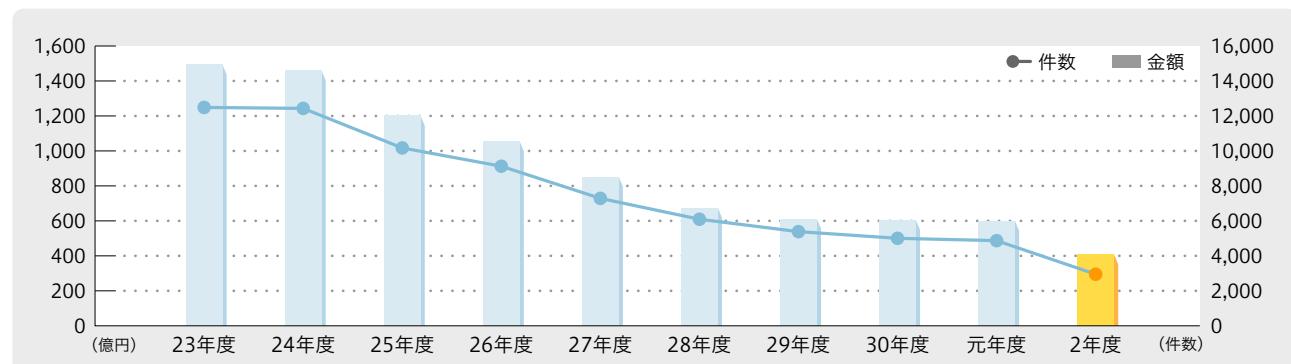
(単位:件・百万円・%)

区分	件数	金額	構成比
製造業	323	4,839	19.3
建設業	305	3,847	15.4
卸売業	406	6,670	26.7
小売業・飲食業	342	3,689	14.8
サービス業	329	3,302	13.2
不動産業	78	1,580	6.3
その他	80	1,083	4.3
合計	1,863	25,010	100.0



## 期中管理・代位弁済率(10ヵ年推移)

## ■延滞事故報告受付



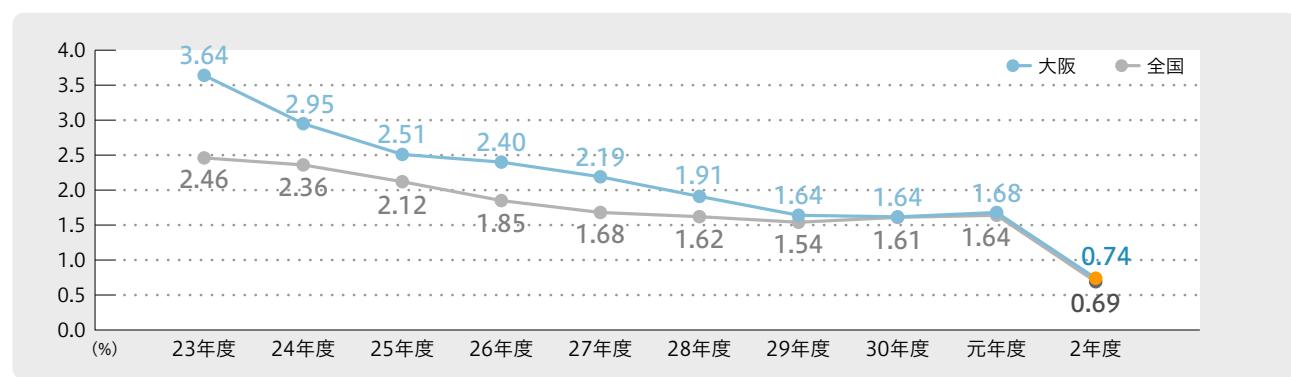
年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	12,487	12,431	10,170	9,124	7,286	6,093	5,384	5,003	4,869	2,950
金額	149,344	145,895	120,084	105,488	85,068	67,422	61,085	60,410	59,882	40,782

## ■期中管理残高



※ここでいう期中管理とは、金融機関から事故報告書を受領して以降、正常化もしくは代位弁済に至るまでの管理をいいます。  
なお、一般的に期中管理とは、貸付実行から完済(代位弁済を含みます。)に至るまでの金融機関が行う債権の管理・保全のことをいいます。

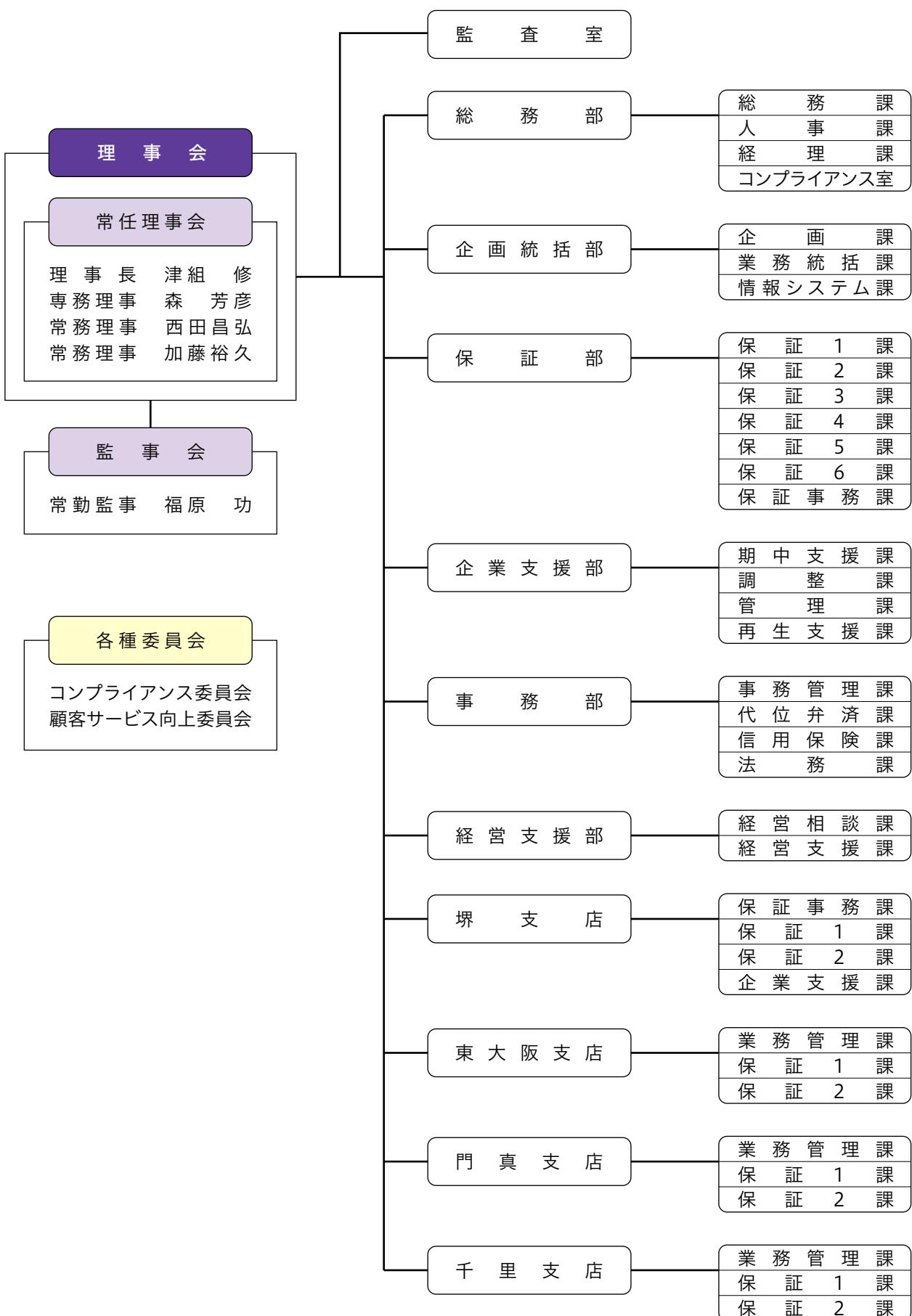
## ■平残代位弁済率



$$\text{※平残代位弁済率} = \frac{\text{年度代位弁済額}}{\text{年度保証債務平均残高}} \times 100$$

## 組織機構

(令和3年5月1日現在)

当協会の概要  
中期事業計画と  
経営計画当協会の  
取組み信用保証の  
しくみ個人情報保護宣言・  
コンプライアンス利用概要  
信用保証の令和2年度  
事業報告

信用保証実績

組織機構

本店  
支店と  
保証業務区域窓口  
お問い合わせ

## 本店・支店と保証業務区域

### 【本店】

#### 保証業務区域

大阪市、松原市、藤井寺市、  
羽曳野市、富田林市、太子町、  
河南町、千早赤阪村

### 【サポートオフィス】

### 【千里支店】

#### 保証業務区域

豊中市、池田市、箕面市、吹田市、摂津市、  
茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町

### 【門真支店】

#### 保証業務区域

門真市、守口市、大東市、  
寝屋川市、枚方市、交野市、  
四條畷市

### 【東大阪支店】

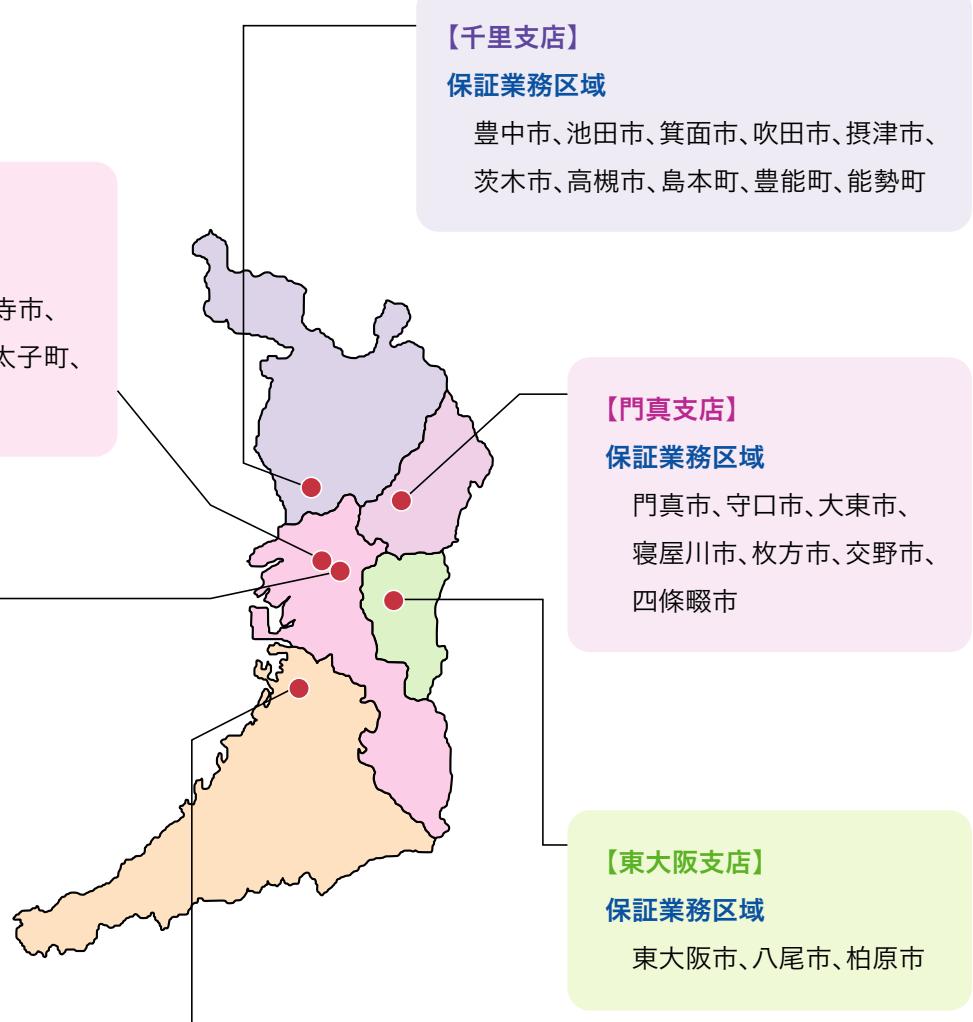
#### 保証業務区域

東大阪市、八尾市、柏原市

### 【堺支店】

#### 保証業務区域

堺市、高石市、泉大津市、和泉市、岸和田市、  
貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、大阪狭山市、  
河内長野市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町



## お問い合わせ窓口

### 本 店

	部署名	電話番号
代表	総務部 総務課(個人情報相談窓口)	06-6131-7567
再生支援に係るご相談	企業支援部 再生支援課	06-6131-4538

お客様からの保証お申込・ご相談は、サポートオフィスにて行っています。

#### ■住 所

〒530-8214

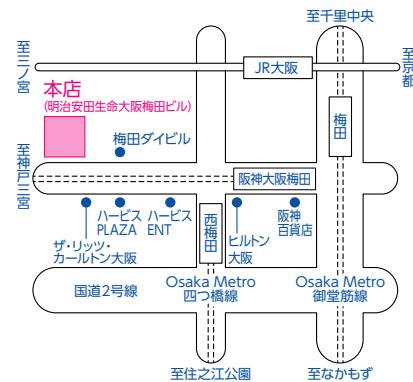
大阪市北区梅田3-3-20(明治安田生命大阪梅田ビル4~7・9階)

#### ■最寄駅

Osaka Metro四つ橋線「西梅田駅」北改札

JR「大阪駅」桜橋口

阪神電車「大阪梅田駅」西口



### サポートオフィス

	部署名	電話番号
ご相談・お申込	経営支援部 経営相談課 (特別相談窓口・個人情報相談窓口) 総合相談窓口	06-6260-1730
経営支援に係るご相談	経営支援部 経営支援課	06-6260-1720

#### ■住 所

〒541-0053

大阪市中央区本町1-4-5(大阪産業創造館10階)

#### ■最寄駅

Osaka Metro中央線・堺筋線「堺筋本町駅」



### 堺 支 店

	部署名	電話番号
ご相談・お申込	保証事務課 (特別相談窓口・個人情報相談窓口) 総合相談窓口	072-223-3011

#### ■住 所

〒590-0946

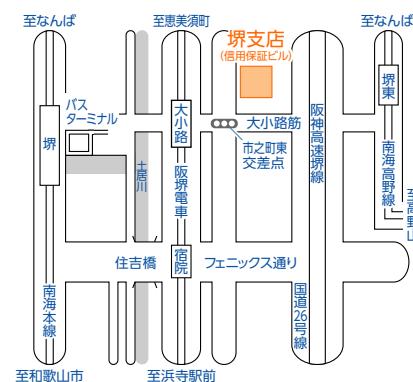
堺市堺区熊野町東3-1-4 信用保証ビル

#### ■最寄駅

阪堺電車「大小路駅」

南海本線「堺駅」東口

南海高野線「堺東駅」西出口



## 東大阪支店

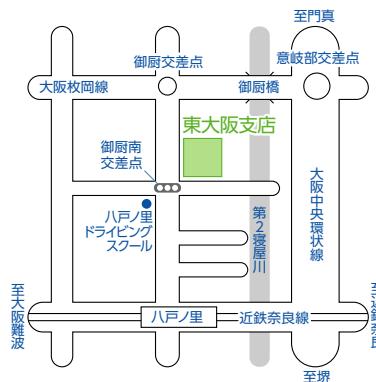
	部署名	電話番号
ご相談・お申込	業務管理課 (特別相談窓口・個人情報相談窓口) 総合相談窓口	06-6781-9511

**■住 所**

〒577-0035  
東大阪市御厨中2-1-1

**■最寄駅**

近鉄奈良線「八戸ノ里駅」



## 門真支店

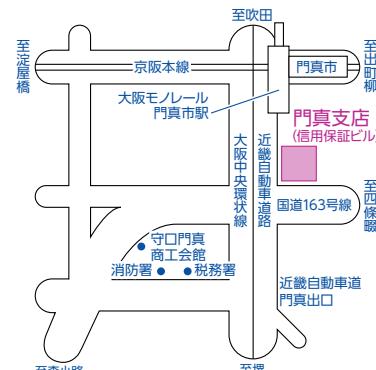
	部署名	電話番号
ご相談・お申込	業務管理課 (特別相談窓口・個人情報相談窓口) 総合相談窓口	06-6906-2511

**■住 所**

〒571-8567  
門真市新橋町34-21 信用保証ビル

**■最寄駅**

京阪本線「門真市駅」  
大阪モノレール「門真市駅」



## 千里支店

	部署名	電話番号
ご相談・お申込	業務管理課 (特別相談窓口・個人情報相談窓口) 総合相談窓口	06-6835-3005

**■住 所**

〒560-0082  
豊中市新千里東町1-2-4 信用保証ビル

**■最寄駅**

北大阪急行「千里中央駅」北改札口  
大阪モノレール「千里中央駅」

